

会議録

平成28年第4回更別村議会定例会

第2日（平成28年12月15日）

◎議事日程（第2日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議案第75号 更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例制定の件
- 第 3 議案第87号 平成28年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件
- 第 4 意見書案第12号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の件
- 第 5 意見書案第13号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の件
- 第 6 意見書案第14号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書の件
- 第 7 意見書案第15号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の件
- 第 8 意見書案第16号 全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書の件
- 第 9 村政に関する一般質問
- 第10 議員の派遣の件
- 第11 閉会中の所管事務調査の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	松橋昌和	副議長	7番	本多芳宏
	1番	安村敏博		2番	太田綱基
	3番	高木修一		4番	織田忠司
	5番	上田幸彦		6番	村瀬泰伸

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	森稔宏
教育長	荻原正	農業委員会長	織田忠司
代表監査委員	笠原幸宏	会計管理者	金曾隆雄
総務課長	吉本正美	総務課参事	山内昭男
企画政策課長	高橋祐二	住民生活課長	宮永博和
建設水道課長	佐藤成芳	保健福祉課長	安部昭彦

子育て応援課 新 関 保
教育次長 川 上 祐 明
農業委員会事務局 小 林 浩 二

診療所事務長 佐 藤 敬 貴
学校給食センター所長 渡 辺 伸 一

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 末 田 晃 啓
書記 小野山 果 菜

書 記 酒 井 智 寛

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員は8名であります。
定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

- 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において6番、村瀬さん、7番、本多さんを指名いたします。

◎日程第2 議案第75号

- 議 長 日程第2、議案第75号 更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例制定の件を議題といたします。

議案第75号について、委員長に審査の報告を求めます。

安村総務厚生常任委員長。

- 安村総務厚生常任委員長 それでは、第4回定例会において総務厚生常任委員会に付託されました案件について、12月13日、担当課長の出席を求め、委員会を開催し、審査を行いました。その結果についてご報告申し上げます。

議案第75号 更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例制定の件は、更別村地域創造複合施設の設置に伴い、適正な管理を図るため、設置目的、名称、位置、管理及び事業内容等について定めるものであります。

慎重に審査した結果、当委員会は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。また、別紙のとおり附帯決議を付すことを決定いたしました。附帯決議の内容は、本条例の施行に伴う規則の制定に当たっては、地域創造複合施設の全体利活用促進を図る意味からも、休館日のあり方など利用者の利便性に十分配慮した内容とするよう対処すべきであるというものです。

以上、審査の報告といたします。

- 議 長 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
議案第75号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。ございませんか。

(なしの声あり)

- 議 長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

委員長報告は可決であります。これから議案第75号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

お諮りをいたします。議案第75号に対する委員長報告は可決であります。議案第75号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第75号は可決をされました。

◎日程第3 議案第87号

○議 長 次に、日程第3、議案第87号 平成28年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第87号 平成28年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ589万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,307万円とするものでございます。

内容につきましては、歳出よりご説明を申し上げます。6ページをお開きください。款2保険給付費、項1療養諸費、目2退職被保険者等療養給付費につきましては、442万1,000円の追加でございます。

項2高額療養費、目2退職被保険者等高額療養費で147万4,000円を追加するものでございます。内容の説明でございますが、退職者医療の12月請求分におきまして高額な医療費が発生した件に伴いまして、療養給付費並びに高額療養費を急遽追加補正させていただくものでございます。

次に、歳入の説明に参ります。5ページをお開きください。款3療養給付費等交付金、項1療養給付費等交付金、目1療養給付費等交付金につきましては589万5,000円を追加するものでございます。説明でございますが、歳出で追加いたしました退職者医療に係る医療給付費並びに高額療養費につきまして、社会保険診療報酬支払基金より療養給付費等交付金として交付されますので、歳出と同額を追加補正させていただくものでございます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第87号 平成28年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件
を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第4 意見書案第12号

○議 長 日程第4、意見書案第12号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1番、安村さん。

○1番安村議員 それでは、提案理由をご説明申し上げます。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出理由を申し上げます。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まり
が求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重く
なってまいりました。また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極
的な活動が求められています。しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町
村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方
議会議員のなり手不足が大きな問題となっています。こうした中、地方議会議員の年金制
度を時代にふさわしいものにすることが議員を志す新たな人材確保につながっていくと考
えます。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員
の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望するため、別紙意見書を太
田議員、高木議員、織田議員、上田議員、村瀬議員、本多議員の賛成を得て提出するもの
であります。

ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第12号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがいまして、意見書案第12号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第5 意見書案第13号

○議 長 日程第5、意見書案第13号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番、太田さん。

○2番太田議員 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

我が国の合計特殊出生率は1.46で、人口を維持するのに必要な合計特殊出生率2.08への回復は依然として困難です。少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、子どもの健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念されます。こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となっており、本道を初めとする全ての都道府県及び市区町村において乳幼児、児童医療費助成制度が実施されています。児童期までの年代は病気にかかりやすく、またアトピー性皮膚炎、小児ぜんそくなど長期の療養を要する病気も増加しており、病気の早期発見と早期治療、治療の継続を確保する上で医療費助成制度は極めて重要な役割を担っています。このような地方公共団体の施策を一層充実させ、子どもを安心して産み育てることのできる社会の実現を目指すには地方制度の安定化が必要であり、そのためには国による支援が不可欠です。

よって、中学校卒業までを目指し、当面就学前まで国による子ども医療費無料制度を早期に創設するよう強く要望するため、別紙意見書を安村議員、高木議員、織田議員、上田議員、本多議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第13号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第13号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第6 意見書案第14号

○議 長 日程第6、意見書案第14号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番、高木さん。

○3番高木議員 意見書案第14号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書の提案理由を申し上げます。

今日の少子化の深刻な進行と不況下において、子育て中の若年世帯への直接的な経済援助、育児への心理的支援として子ども医療費助成制度が全ての都道府県、全ての市区町村において実施されています。しかし、今子ども医療費助成制度を現物給付方式とすることが求められています。医療費助成の償還払い方式においては、患者は窓口で一旦一部負担金を支払い、償還されるのは2カ月後であり、受診抑制を招いています。一方、現物給付方式においては、窓口での支払いが不要であり、受診抑制を来すことなく助成を受けることができます。よって、受診抑制を来さない現物給付方式創設が求められています。ところが、償還払い方式から現物給付方式への変更を妨げている要因に国民健康保険に対する国庫負担金の調整の規定があります。この規定により、乳幼児医療費助成制度等の各種の医療費助成制度に現物給付方式を採用する地方公共団体は国保国庫負担金の減額を余儀なくされ、財政運営上、支障を来しているばかりか、政府が推進する少子化対策に矛盾しています。

よって、子ども医療費助成制度に係る国保国庫負担金の調整（減額）を廃止するよう強く要望するため、別紙意見書を安村議員、太田議員、織田議員、上田議員、本多議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第14号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第14号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第7 意見書案第15号

○議 長 日程第7、意見書案第15号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、織田さん。

○4番織田議員 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の提案理由を申し上げます。

経済的な理由で必要な受診ができない方がふえています。全国保険医療団体連合会が全国の保険医会、協会を通じて会員医療機関を対象に行った調査では、41%の会員医療機関が経済的な理由による患者さんの治療中断を経験しています。さらに、43%が医療費負担を理由に治療や検査を断られたことがあると答えています。現在厚生労働省の社会保障制度審議会医療保険部会では、高額療養費、後期高齢者の窓口負担の見直しについて検討を行っています。審議では、高額療養費について70歳以上の自己負担額の月額上限の引き上げ、後期高齢者の医療窓口負担を原則1割から2割に引き上げるなど、さらなる患者の負担増が提案されています。高額療養費の外来特例によって、複数の慢性疾患を抱えながらも何とか通院しながら生活を続けている患者さんがいます。また、さきの2015年受診実態調査の全国集計では、回答した医療機関の73%が後期高齢者の患者の窓口負担の2割引き上げは受診抑制につながると回答しています。さらなる負担増は、年金収入も減っている中で、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な医療が受けられない事態が深刻化しています。

高齢者の実情に配慮し、さらなる患者負担増で受診抑制が起きないように、高額療養費、後期高齢者の窓口負担の現行制度継続を求め、別紙意見書を安村議員、太田議員、高木議員、上田議員、本多議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第15号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第15号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第8 意見書案第16号

○議 長 日程第8、意見書案第16号 全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番、本多さん。

○7番本多議員 全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書の提案理由を申し上げます。

アイヌの人たちは、特に明治以降、政府が進めた政策によってアイヌ語や生活習慣を事実上禁止され、伝統的生活を支えてきた生産手段も失うなど、アイヌの社会や文化が大きな打撃を受け、差別と困窮を余儀なくされてきたという歴史があります。平成20年の衆参両院におけるアイヌ民族を先住民族とすることを求める決議の全会一致での可決を受け、政府はアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会を設置し、有識者の意見を踏まえ、それまでのアイヌ政策をさらに推進し、さまざまな施策に取り組んできたところでございます。アイヌの人たちが民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは、活力ある社会を形成する共生社会の実現に資するものであり、この観点からもさらに施策を具体化する必要があります。

こうしたことから、これまでの歴史的経緯や今後のアイヌ政策を確実に推進していく上においても、国が主体となった総合的なアイヌ政策を本道のほか全国を対象に推進していく根拠となる法律の検討を進め、早期に制定するよう強く要望するため、別紙意見書を高木議員の賛成を得て提出するものであります。

ご賛同賜りますようよろしくお願いをいたしまして、提案理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第16号 全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第16号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第9 村政に関する一般質問

○議 長 日程第9、村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

最初に、5番、上田さん。

○5番上田議員 通告書に従い、今回私からは2件の一般質問をさせていただきます。

最初に、酪農、畜産業の振興についてでございます。酪農、畜産農家の労働力の軽減を図るための哺育・育成牛預託施設の整備が現在進められているわけなのですが、来年に向けて一歩踏み出したということで、大変喜ばしいことだというふうに思っているところであります。この施設の完成の暁には、酪農、畜産農家の労働力の軽減につながるものと非常に期待しているところでもございます。しかしながら、この施設だけでは酪農家の減少に歯どめはかけられないというふうに私はいつも思っているところであります。さらなる後継者対策を進めていかなければならないということで、今回私から一般質問させていただきます。

現在酪農、畜産農家と関係機関で組織する更別村酪農・畜産クラスター協議会の専門部会は、新規就農者と後継者の確保などを目的とした研修牧場、これ仮称かと思うのですが、その必要性について今議論されているところであります。必要性というか、施設の建設も伴ってそういったことを今検討しているということを聞いたところであります。私もこの必要性については全くの同感であります。ちなみに、本村の酪農戸数は、畜産統計によると20年前の平成8年度はちょうど100戸ございました。現在は、ご承知のとおり40戸と激減しております。減少理由はさまざまあるかと思うのですが、代表されるところで飼料等の高騰による経営の圧迫、それから後継者問題による離農、畑作等への転換、施設投資への資金不足などいろいろ挙げられるわけですが、いずれにしましてもこ

れ以上酪農家を減らさず、離農による土地余り現象を起こさないためにも、積極的に後継者対策や新規就農者対策に力を入れるべきだというふうに思っております。

若者や酪農を目指す人を受け入れて、酪農、畜産経営を学ぶことができるこういった研修牧場的なものがやはり必要なのだろうと、そういうふうに思っているところであります。現在この協議会の専門部会では、研修牧場に対して必要な搾乳ロボットだとか、黒毛和牛の牛舎だとか、宿泊施設、それから食品加工研修室も検討しているように聞いておりますが、ご承知のとおり、これを実行するというになれば多額の費用がかかるわけであり、私は、この事業の必要性和将来を考えたときに、やはりこういったものも必要なのだろうというふうに理解しております、村も計画段階から積極的にこの事業に取り組むべきと考えているところであります。そういった点で、今回2件、次の点について質問させていただきます。

まず、1つ目は研修牧場に対する必要性についての村の考え方、2点目は施設整備などに伴う村からの財政支援は予定するののかということで、この2点についてまず村長に伺いたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 上田議員の質問にお答えいたします。

本村は、これまで基幹産業である農業を中心に地域振興を進めてまいりましたが、質問のとおり、酪農、畜産業は飼料や諸経費の高どまり等による経営環境の厳しさ、それとともに人手不足や高齢化なども相まって、生産戸数の減少に歯どめがかからない状況にあります。その中で、本村農業のさらなる振興発展には酪農、畜産の振興が必要不可欠と考えております。現在畜産クラスター計画を策定し、哺育・育成牛預託施設整備事業等の振興策を実施しているところであります。

議員の質問の1点目の研修牧場に対する村の考え方についてですけれども、酪農、畜産の後継者確保対策を進める上で後継者育成の仕組みづくりは欠かせないものであり、村としても有効な対策の一つとして研修牧場の検討を進めることとして、昨年設立をいたしました更別村酪農・畜産クラスター協議会において関係機関と研修牧場の必要性について協議をし、畜産クラスター計画に盛り込んだところであります。現在クラスター協議会内に専門部会として酪農・畜産研修農場検討部会を設置いたしまして、先進地の視察のほか、事業の方向性などを現在検討しているところであります。

次に、2点目の施設整備等に伴う村の財政支援についてですけれども、現在検討部会において事業の方向性を検討しているところでありまして、施設整備等の具体的な内容は今後検討部会の検討結果をもとにクラスター協議会において関係機関で協議していくこととなります。したがって、施設設備を行う場合の事業主体、運営主体等もいまだ未定でありますことから、現段階で村からの財政支援について明確にお答えすることはできませんけれども、検討結果を踏まえつつ、関係団体からもご意見をいただきながら適切な判断をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長 5番、上田さん。

○5番上田議員 ありがとうございます。研修牧場については、今の答弁のあったとおり検討段階ということで、それには村も積極的に参加しているというようなことで、大変心強く思っているところであります。いずれにしましても、財政についても検討段階ですので、これをどうこうするというにはならぬかもしれませんが、この必要性について認識をすればおのずとそれは答えが出てくるのかな、そんなふうに思っているところであります。

私なりに今回の調査した結果ですけれども、道内で特出される研修牧場なのですけれども、道東では浜中町の就農者研修牧場、道北の美深町、それから天塩町、これも研修農場といいます。十勝管内では、ことしの4月から稼働した新得町のシントクアユミルク研修農場。これらの総じてその目的なのですけれども、まず1つ目としては、就農への人材育成により酪農、畜産農家の減少に歯どめをかけるということです。2つ目としては、新規就農者と後継者の確保なのだと。3つ目としては、酪農従事者の雇用の拡大を図る。この3点が大きな柱として研修農場なり研修牧場があるように聞いております。実績として、浜中町の新規就農者は昭和58年度から41組が就農された。そのうち、研修農場からは20組入られたということでありまして。美深町では4組、天塩町では6組、それぞれ就農するなど、それなりにというか、確実に実績が上がっているというふうに伺っているところであります。新得町にあつては、町が経営するレディースファームスクールというのがあるのですけれども、そこから巣立った人が163人、そのうち40人が町に残ったということ、8月にマスコミで報道されたところであります。

本村の酪農、畜産農家は、先ほども説明しましたけれども、現在67戸あるそうです。そのうち酪農家は40戸ということで、その中で15戸に後継者がいないということで報告されております。そういった現状の中で、本村においても研修農場というか、研修牧場というのは喫緊の課題なのだろうと私は思っております。

そこで、質問ですけれども、本村はご承知のように新規就農者の受け入れのための支援策がございます。特別措置条例ですけれども、この研修牧場が仮にできた暁の話もあるのですけれども、仮に研修農場で研修を終えたとしても、この条例自体のハードルが高いということです。これは、前回も議員の方が質問されたかと思うのですけれども、そういったような実態があります。ですから、この新規就農者の特別措置条例、このハードルをもう少し下げて、新規就農者対策としてできないだろうかということで、この条例を今回の研修農場と同時に検討するというか、下げていく必要があるのだろうというふうに私は思っているところであります。実際に容易に就農できるような体制を村としても組んでいかなければならないというようなこともありまして、その点について村長の考え方を伺いたいと思います。

○議長 長 西山村長。

○村 長 ただいまご質問のありました点でございますけれども、1つはいろんな町村、管内はもとより、管外においても研修牧場の重要性が指摘をされ、そして後継者対策あるいは担い手対策として研修牧場を整備し、その中から実際後継者を育てていくといいますか、畜産及び酪農を継続して持続可能なそういうような振興策をとっているところであります。先ほどもお話ありましたとおり、協議会としても美深町と天塩町に7月の25日から26日までの2日間、それぞれ検討部員7名とJA関係者、それと産業課及び畜産、酪農関係に従事されている生産者の皆さんとともに施設について先進地の視察を行ってまいっております。いずれも、美深町におきましては非常に逼迫した状況というのがありまして、状況としては本当に減少傾向の中で、JAさんも含めて、役場もそうですけれども、なかなか効果的な手を打つことはできなかったということであります。ところが、美深の恩根内というところでは、担い手の受け入れを何とかしようということで生産者の皆さんがみずから立ち上がり、R&Rおんねないという、中継ぎあるいは実現するという英語なのですけれども、これについての頭文字をとりながらそういう組織を確立して、実際にそういうような形で全ての会員が全ての施設で受け入れて、そして2年目には後継者あるいは離農を考えていらっしゃる生産者のところで実際に研修をし、3年目にその中で引き続いて酪農業を営んでいくというような形で、担い手としてそこで就農するというような形ができております。新規就農者が5件、あるいは後継者不在農家が2件ということでしたけれども、その中で実際に、先ほども報告がありましたけれども、多くの方々がその中で実際に就農されたという状況にあります。天塩町においても同じようなことが行われていまして、天塩は151戸あった酪農家が127戸という減少状況を踏まえながら、2015年にこのままの状態ではいけないということで支援センターを設立して、その中で道職員も入りながらそういった取り組みを行ってきました。その中で、生産者の方々、そして関係者の皆さんのご努力というか、危機的な状況にあるのだということ認識して、その中で手を打っていくということで、その中で新規の就農の方というような形で、ここに報告書があるわけですけれども、本当に生き生きとした形でその中で就農されているというような状況が報告をされました。

私も前回から、村長になりましてからもいろいろと議員の皆様からご指摘を受けて、このままの状況では、本当に酪農関係の減少にきっちり歯どめをかけなければいけないということを強く村民の方からもお話がありました。昨年1年かけて、農協のJAの皆さんのトップとの会談を重ねながら、何としても哺育・育成牛の預託施設をつくるのだというかたい決意のもと、今回設計をし、来年度からいよいよ着工して、本当に持続可能な、そして畜産、酪農の継続可能な、そういうような施策について取り組んでおります。村が出しております農業経営生産対策推進会議の中の更別村酪農振興対策の推進方針の中でも、しっかりと酪農研修農場の施設整備についてはうたっておりますし、その中でしっかりと取り組むべき方針を指し示しております。また、更別和牛振興対策の推進方針の中、これは平成26年の11月の策定でありますけれども、この部分につきましても研修農場の必要性和

ということで、哺育・育成牛に対する研修生としての育成とか、新規就農者に対する給付金、賃金、補助事業等、酪農、そして和牛にまたがりましてそういう支援をしていくということの方針としてうたっております。

しかしながら、前に安村議員さんのご指摘があったと思うのですけれども、畑作も、そして酪農、畜産についても新規就農の奨励の部分がハードルが非常に高いということで、村の生産者の平均的な規模を持続するような形での就農というような形で、これは財政的にもいろいろ難しいのではないかというお話がありました。私はそのときに答弁しておりますけれども、その部分の条例をしっかりと、JAさんも含めてですけれども、見直すということをお約束しております。その中で、今回研修農場について検討が進められておりますけれども、それと同時進行で条例の部分についての見直しをしっかりと行っていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 最後の質問になりますけれども、今力強い答弁いただきました。研修農場は、後継者を育て、新規就農者を促して雇用の場を確保する。別な形の人口増対策だと私は思っております。離農が進めば、その地域は確実に疲弊するわけであります。そういった意味からも、私は常日ごろから人口はその自治体の活気のバロメーターだというふうに語ってもきましたし、そう思っているところであります。人口減少時代を迎えた中で仕方ないといったような意見もありますことは承知しておりますけれども、大都市か見れば人口わずか3,200人足らずの更別村であって、消滅しても仕方ないと言われかねないというふうに思っているところであります。日本一の大型農業と大食料生産基地を抱える更別がその役割を十分担っていくためにも、これからの更別農業を守り育てていく必要があるのだろうというふうに思っているところであります。そういった意味で、今回の研修牧場は本村農業を発展させる一つの方策であるというふうに思っております。全てではございません。全ての方策ではないというふうには理解しておりますけれども、一つの方策だというふうに思っております。酪農、畜産農家をこれ以上減らさないために、そして地域を守っていくために、ぜひ必要だということを申し添えたいと思います。この点について何か村長のほうで一言あれば、お願いしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今上田議員さんおっしゃるとおりでございまして、今手を打たないでいつ手を打つのだということが本当に問われているわけでありまして、その部分では行政が先頭に立って、今般の台風の開拓以来の被害もあったわけですし、そして今酪農家が減少しているという状況になって、これは座して事態を見るわけにはいかないと、これは方策を打つということで哺育・育成牛の預託施設ということに踏み切っているわけですが、私は昨年、ことしもそうでしたけれども、東京に酪農関係の北海道の首長さんと農水省にいったときに、昨年は乳価のことで、ことしは若干上がりましたがけれども、皆さん方が口

をそろえて言っていたのは、我々が日夜働いて、休みもとらずに働いているのにもかかわらず、なぜコンビニの水の値段よりも安い乳価なのかと、これは一体どう考えているのだと迫る場面がありました。本年に至りましては台風の被害、酪農、畜産家に被害が出てくるのは今からなのだと。国は担い手、担い手と言っているけれども、飼料が高騰し、そしてデントコーンを含むいろんな、サイレージもそうですけれども、倒れたりして、品質の低下と申しますか、やっぱりきているわけです。そうすると、生乳の品質あるいは子牛等の育成にとってこれは影響が出てくるのは必至であります。そのときに手を打たずして担い手がつかれるのかというような話がありました。私は、今こそ村を挙げて、JA関係者とも、あるいはほかの関係者とも協力をして、畜産、酪農の振興、ひいては更別村、本村の農業の振興に向けて全力を挙げて取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上、答弁といたします。

○議 長 5番、上田さん、次の質問に移ってください。

どうぞ。

○5番上田議員 それでは、続いて2件目であります。国民健康保険の運営について質問させていただきます。

ご承知のように、平成30年度から北海道に国民健康保険の運営が移管されるということであり、先月各市町村における保険税の試算結果がマスコミに公表されたところであります。それによると、本村は現行と比較して1世帯当たり約60%の引き上げ、そしてまた被保険者1人当たりとして約45%の大幅な保険税の引き上げがされるということであり、これは、当然十勝管内でもトップの引き上げ率であります。ご承知かと思えますけれども、この制度は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、社会保障改革プログラム法が平成25年度に成立して、それに伴って昨年27年度、国民健康保険法の一部が改正されたことによるものだというふうに理解しております。試算結果とはいえ、60%というのは余りにも無謀過ぎると言わざるを得ません。

ご承知のように、本村は成人病健診やスポーツ活動、こういったことが健康意識が高いというようなこと、そしてまた保険税の収納率も高いというようなことで、全道的に見ても、手前みそになるかもしれませんが、優秀な保険者なのだろうというようなことで、このことが保険税の軽減につながってきたというふうに思っているところでもあります。現在北海道においてもさらなる検討が行われているということで、近く保険税を含めた運営方針について原案が示されるということを知っております。そしてまた、示された暁に更別村の考え方の意見聴取もされるというようなことも知っております。急激な保険税の引き上げに伴う住民の不安を払拭するためにも、丁寧なる住民説明も必要と考えているところでもあります。そういう点で、次の3点について質問したいと思います。

まず、1点目です。平成30年度からの実施に向けた北海道のスケジュールはどのようなものか。2つ目として、激変緩和策や交付金要求など北海道に対する村の考え方です。3点目としては、住民説明会を予定するのかというようなことでお聞きしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 上田議員の質問にお答えをいたします。

国民健康保険の運営が北海道に移管されるに伴いまして、大幅に保険料が引き上げられる、その対応についてでございますけれども、議員もご存じのとおり、ご案内のとおり、11月1日に北海道より、国民健康保険の北海道移管により生ずる給付金に対する必要額の1回目の仮算定額が発表されております。この中で、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金の費用の見込みが5,108億円必要と試算されております。国、道からの交付金、前期高齢者交付金等を差し引いた保険料、収納費用総額が1,702億円と推定をされております。この中で、本村は標準モデル、所得200万円、夫婦2人世帯ということですが、現在22万3,200円から今回35万7,000円と何と59.9%の増加、1人当たりの保険料で見ても現行の16万6,697円から24万1,959円と45.1%の大幅な増加と試算されて、報道発表されております。この要因としては、更別村の1人当たりの所得が166万7,000円と全道平均50万8,000円と比べて3倍以上高いことが主な要因として考えられております。

ここで、質問の第1点目ですけれども、道で示しているスケジュールですけれども、この後第1回仮算定での全道説明会での意見を反映した第2回目の仮算定が1月中旬に示されます。その後1月下旬に市町村への説明会が予定されており、3月上旬には北海道国保の運営方針原案とともにパブリックコメントが、意見聴取ですね、実施される予定であります。その意見や市町村説明会の意見をもとに、7月中旬に本算定を行い、道の条例改正は9月に予定をされています。その後、11月上旬に市町村に概算額を提示され、市町村の国保運営協議会で料率を検討、予算編成、1月上旬には納付金が提示をされ、条例改正のための市町村国保運営協議会を3月議会前までに開催し、答申を受け、条例を改正提案、4月の制度スタートということになっております。

2点目の激変緩和策についてですけれども、今回の仮算定では全道一律の数値で示されているため、村としても全道有数の低医療費、平成27年度速報値で全道平均38万3,551円ですけれども、村は全道で下から2番目の25万3,928円であります。とともに、国保会計での収支も現行保険料である程度賄っている現状から、このような高額の試算に対して11月4日に道に対して説明を求めました。11月9日には、道の国保課長が説明及び意見聴取に来村しました。この際にも、村として全道有数の低医療費であること、村民の健康に対する意識が高く、特定健診受診率も64%であり、全道でも10指に入ります。このことが低医療費に貢献していて、一般会計でも大きな負担、平成27年度決算で928万円ですけれども、していること、また予防接種にも力を入れており、乳幼児及びインフルエンザの予防接種に助成を631万8,000円行い、医療費の抑制に全体的に努めていること等を説明し、その努力の反映が十分になされていないことを伝えたとともに、国保税の現年収納率も、納付金で納めている広域連合を除き、平成27年度で99.79%、これは全道一番であります。トップであり、その分の反映を今回の試算にはされていないということで、十分ではないという意見を申し上げました。適切に激変緩和策に反映されるように求めたところであります。

また、道で示された納付金を納めるためには、同じく示された標準保険料、所得割7.3%、均等割、1人当たり2万9,700円、平等割が1世帯当たり2万715円、このことでは所得の関係ですぐに限度額に達する世帯が本村は多いため、税額が伸びず、実際に道で示されている納付額を納めるためには所得割を現行の7倍程度の21.3%の税率に設定をし、国保加入世帯517世帯中264世帯、51.7%の世帯が限度額に達しなければ納付額を満たすことができないとの計算結果を道に示しました。道のほうでも、現実的な数値ではないと認識をされ、算出方法の見直しを厚生労働省へ提案することとなっております。激変緩和策においても、全道説明会での市町村意見を反映し、第2回仮算定時である程度提示される予定でありますし、さきの低医療費、高収納率に対する達成度についても配慮されると聞いております。村といたしましても、その点に十分な配慮がなされるよう、道に対しさらに申し入れるとともに、12月20日ですが、新聞報道にもありましたけれども、南十勝の4町村、特に南十勝も非常に率が高いものがあります。北海道に対し、今回の仮算定に対する意見や、軽減策をしっかりとるように強く要望をしていきたいというふうに考えております。

3点目の住民説明会であります。今回発表されたものはあくまでも第1回目の仮算定であり、全道の市町村からも問題点の洗い出しや意見を聞くための材料とすることであったため、1月中旬の仮算定の結果と低医療費、高収納率に対する達成度及び激変緩和策の中身が判明しまして、それが村の国保税にどの程度影響をもたらすかをしっかりと検証し、実施について検討してまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 平成30年度から道に移管されるということで、更別村だけではどうすることもできない国保の事業ということになるかと思うのですけれども、努力している市町村が報われるような施策の構築に向けて道に対して強力に要求していただきたいと思います。さらなる要求をしていただきたいと思いますということをお願いを申し上げたいと思います。

国保税の算出方法については、移管後も各市町村に任されるというふうに聞いているところですが、これは事実だと思うのですけれども、そうなりますと以前から税の算出に当たっては国や道の指導として応能割50%、応益割50%、さらに応能割の中の資産割をなくすことが望ましいということで従来から各市町村に指導があったかと思うのですけれども、本村においては資産割については応能割のほうに入れて、応能割が応益割よりもかなり上回っているということで、国、道の指導の50・50ではないというふうに理解しているところなのですが、今回北海道に移管されるということに伴って、大幅に引き上げられることは事実かと思うのです。そういった中で、この資産割をなくすということは根底から、今までの村の国保税の算出根拠のことになりますから、これをなくすということになれば、いたずらに混乱を招くおそれがあるというふうに私は思っております。ですから、この点については絶対避けるべきなのだというふうに私はこれは個人の意見ですが、そう思っているところであります。道に対する激変緩和策の要求はもちろんのことですけれ

ども、この機会にこういった本村の国保税の算出方法の再点検が必要なのだろうと。国、道の指導はわかりますけれども、更別村の農家を中心とした、そしてまた社会保険、それからいろいろ各保険ありますけれども、国保に関しては4割の方がこの制度に加入しているところでもあります。ですから、更別村独自の算出方法を考えるべきなのだろうと。現行の方法が私はいいと思っておりますけれども、国と道の指導とは別です。そういったことも含めて今回検討していただきたいということで、その点について村長はどんなふうに見聞を持っておられるのかお聞きしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 村においては、現在賦課については1世帯単位に単価で賦課する平等割、それと被保険者1人ごとに単価で賦課する均等割、それと所得がある方に対して率で賦課する所得割、それと、これが村独自だと思うのですが、資産税の賦課対象となる土地、建物がある方に対して率で賦課する資産割の4種類を計算基礎としており、俗に4方式というふうに呼ばれております。道は、この資産割をなくして、平等割、均等割、所得割の中で応益分、応能分というような形で、ちょっと言葉は難しいのですが、そういうような形でせよというような話でされております。ただ、村はこの部分で4方式を採用して税の試算をしておりますけれども、国保の部分につきましても賦課の限度額の改正とか、いろんな部分が本当に毎年度のように法改正で引き上げられたり、増額に結びついてきたりするということがあるのですが、本村については見直しはしておりません。平成20年度に後期高齢者支援分の発足時に改正して以来、率、単価はそのまま見直しをされていません。

その理由は、非常に優良なというのですか、国保運営が本村においてはなされているということもありますし、特定健診の率とか、高額な医療費の抑制、事前予防とか、病気の予防とか、いろんな部分で対策を立てております。その部分を示す一因となっております。今道でいろんな部分で説明会の資料等、あるいは村の意見も求められて、意見書も上げておりますけれども、これらについてそれぞれの町村によって非常に医療費とか国保料に対する格差というものがあります。それを無視して一律に課税してくるというのはいかなものかというふうなことをこれについては道に対して強く申し入れております。一生懸命に医療費を低額に抑制し、そして検診率を上げ、そして収納率は何とトップであります。そういうような中で病気の予防とかいろんな施策を継いでその結果でもありますし、村の一般会計から、ほかの町村を見させていただきましたら、非常に国保に対して一般会計から持ち出して一生懸命維持し、支えているという町村がたくさんあります。そういう努力を見ないで一律に平準化するというような形でこれを均等割にするというのは、本当にこれはあってはならないし、私はむしろ村民に対して、皆さんに対してどういうふうの説明をしていけばいいのか、逆に道に対して聞きたいぐらいです。

ということから考えまして、20日の日にも南十勝の町村長さんたちと一緒に行くわけですが、これまでの激変といいますか、急激な増加というものについては再度見直し

ていただきたいということと、それと同じく来年度から国保に対する財政支援を一部削除するというような、減額するというような報道が国からなされました。これはもってのほかなのです。それを約束したから、平準化とか都道府県への移管とか、いろんな部分を含めて考えているのに、来年度からそういうことを平気で言うということは、これは国は一体どういうふうなことを考えているのか、国民の医療をどういうふうに考えているのかということでは甚だ疑問であります。今道も積極的に国に対して働きかけを行っておりますけれども、村としても全力を挙げて、激変緩和措置もそうなのですが、激変緩和措置だけになりますと相手の土俵で相撲をとるようなことになって、激変緩和措置がなされても結局は上がってしまいます。ではなくて、試算そのものから見直せと、見直してくださいと、これはとても看過できない、許容できる範囲ではないのですと。おまけに全道トップレベルの医療をやっているわけです。そういうところを無視して、そういうような形にはしてほしくない。あえて提案をさせていただきますと、例えば医療費が高くて所得が高い、あるいは医療費が低くて所得が高いとか、大体4群に分けられます、道内は。それで、その4つのグループごとに再度検討していただいて、その試算をそれぞれの村あるいは自治体の実態に合わせて保険料の試算をしていただきたいということで申し出ていきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長 5番、上田さん。

○5番上田議員 そういった要求に対しては村も努力しているということは、今の答弁でよくわかりました。この内容が固まった段階で、やはり丁寧なる住民説明も必要なのだろうというふうに私は思っております。

そういうことで、以上を申し上げて私からの一般質問を終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長 長 この際、午前11時25分まで休憩といたします。

午前11時13分 休憩

午前11時24分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番、安村さん。

○1番安村議員 議長の許可をいただき、通告に基づき、ご質問させていただきます。

今般の質問は、第1点目が更別村地域内における災害対策並びに防災対策について、地域住民の安全、生命、財産を守るために今の災害対策本部体制で足り得るのか、抜本的側面で更別村としての防災計画及び住民参画での防災訓練の必要性について行政の考え方についてご質問させていただきます。次に、2点目として、担い手センターの配偶者対策事

業についての現状と村全体としての今後の取り組み方針についての必要性について見解を質問させていただきたいというふうに思います。いずれの課題も喫緊の課題でございますので、十分住民の理解がなされるご答弁と対策方針についてご回答をいただければというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず第1点目についてでございます。更別村地域内における災害対策並びに防災対策についてのご質問をさせていただきます。今般8月下旬より連続的に4台風が本道を直撃いたしました。特に台風10号は、本道に甚大な災害をもたらし、いまだ交通機関、農地等の崩壊は復旧されず、今後の住民生活への影響が大変心配されるわけでありましたが、村内でも農地の流出、生産物への被害、防風林の倒木、住宅浸水、格納庫浸水など多大な影響が生じたわけでございますが、対策本部の対応経緯につき簡潔にまずご説明いただければというふうに思っております。

次に、特に今般危機的状況にありました更別市街地に並列する1級河川の水位上昇に伴う危機対策についての対応経過についてもご説明いただければというふうに思っております。

また、今般の台風被害に伴い、大震災や洪水による緊急避難体制について現状での対応策、計画案で十分足り得るのかという点についてのご見解もいただければというふうに思います。まして、今回は大きな災害ということで、人的被害は最小限に食い止められたわけでございますけれども、この本部のあり方について関係機関との連絡においてその機能が十分発揮できる体制なのかどうかというものも加えてお聞き申し上げたいと思っております。また住民の避難体制についても、現状認識での課題として十分機能としての対応ができるのかどうか加えて回答いただければというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員の更別村地域内における災害対策並びに防災対策についてのご質問にお答えをしたいと思います。

今年8月に台風が相次いで上陸いたしまして、東北、北海道に甚大な被害をもたらしました。特に30日から31日未明にかけて襲来した台風10号は、通過後に日高山脈で発生しました雨雲により、記録的な豪雨災害となりました。

1点目でございますけれども、9月の第3回議会定例会におきまして一般行政報告をさせていただきましたけれども、8月17日の台風7号と同月30日から31日未明の台風10号時に災害対策本部を設置し、道路、河川の被害状況の巡回調査を実施しました。北海道及び十勝総合振興局におきましても災害対策本部が設置をされ、気象警報や管内の被害状況など情報交換し、帯広測候所からも予想される風速や降雨量のデータをいただいております。また、台風7号のときは、陸上自衛隊第5旅団から自衛官が来庁し、被害状況を旅団へ報告しておりました。

2点目でございますが、1級河川につきましては、更別市街地のサッチャルベツ川での

り面が崩れたほか、サラベツ川の国道橋において河川があふれ、近隣住宅等に床下浸水等の被害が生じたことから、ただに河川管理者である北海道への状況報告を行い、迅速な対応を求めたところであります。サッチャルベツ川につきましては、現在応急対策として土のうが設置されておりますけれども、今後北海道で修繕が行われる予定となっております。サラベツ川につきましては、抜本的な改修が必要となっており、川幅が狭くなっている国道橋のかけかえを含む河川改修について、開発局並びに北海道へ要望しているところでございますが、過去に行われた改修事業の財産引き継ぎが完了していないことから、新たな河川改修計画が策定できない状況となっております。このため、河川増水時の緊急避難対策として村で土のうの設置を行い、被害の軽減を図っているところであります。今回の台風被害を受け、開発局と北海道の間で早期引き継ぎによる修繕等の協議がなされたところであります。当面は早急に修繕が必要な箇所を引き継ぎが先行することとなっております。サラベツ川の河川改修については、全線引き継ぎが不可欠であることから、今後とも早期引き継ぎについて関係機関へ強く要望していく考えであります。

次に、3点目でございますが、安村議員の言われるとおり、災害はいつ発生するかわかりません。台風などは気象観測技術の発達により予測できますけれども、地震については緊急地震速報はあるものの、予測は困難であります。1次避難場所や施設名、いざというときの非常持ち出し品の種類、地震、風水害、火災時に身を守る行動などを記載した防災のしおりを平成26年に全戸配布し、防災意識の向上に努めているところであります。自然災害に対する備えや応急対策など、抜本的な根本的な見直しが必要ではないかのご意見かと存じますが、異常気象と言われる昨今、想像を絶する災害対策は必要と思っております。中央防災会議におきましても、地球温暖化に伴う気象変動の影響により、今後さらに大雨や短時間豪雨の発生頻度、降水量が増大することが予想されております。新たなステージに対応した防災、減災のあり方を検討していく必要があると考えております。市街地を流れるサッチャルベツ川は、先ほど申し上げましたが、のり面が崩れました。両側には住宅地等がありますことから、万が一氾濫した場合の浸水被害はどの程度なのか、さらに農地等の冠水対策によりどの程度の時間で水位が急上昇するのか、土のう設置で防ぐことができるのかなどの関係機関との総合的な調査検討が必要であると思っております。本村では、幸いにして避難勧告、避難指示を発令した経験はございませんけれども、今回の台風は今後もあり得るという前提で総合的な調査検討とあわせて内容を精査したいと考えております。

4点目でございますが、想像を絶する今回のような自然災害は今後もあると考えております。それに備えた災害防止対策、防災訓練は必要であります。災害に対する防災意識の向上にもなりますことから、訓練の規模、職員体制など今すぐにご返答することはできませんけれども、実施する方向で考えていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今4項目について詳細についてのご説明をいただいたわけですが、私に求めたい課題解決というのは、端的にお聞きしまして1番目の災害対策本部設置における関係機関との連携という意味でございまして、今村長がご回答いただきました振興局への通報並びに対応策並びに自衛隊との協議等の説明がございましたけれども、私はそういう観点も大変必要であると思うのですけれども、基本的には村内における関係機関との連携、緊急を要するときに情報の共有、避難対策の機能の実現がこの本部で十分機能すると思いませんかというご回答をまずいただきたいというふうに思っております。この対策本部の設置に当たっての最終的な判断はあくまでも村長にあるわけですので、その部分で今回の、しつこいようではございますけれども、今まで安全とみなされていた部分の河川、更別村は大きな河川もないし、水害の予測もある程度軽減されているという認識の中で、更別市街を並列する1級河川、村長がお答えいただきましたサラベツ川並びにサッチャルベツ川についての危険予測をしながら取り進めていかなければ、近隣住民という部分で避難とかそういう部分の全体的な視野に立ったときに、この本部のあり方と住民の危機避難への対策が非常に私は欠落している、不足しているというふうに思わざるを得ないのであります。

サラベツ川の河川氾濫については、ここ数年の間に今回を入れて二、三回オーバーフローするような状況でございまして、北側には住宅があるということで、必ず土のうを積んでという形でございますけれども、今般の災害についてはそれをしたがゆえに一般農民の圃場の冠水並びに多少増水も伴ってということで、平たく言えば、私が目視した段階でしか質問できませんけれども、更別農業高等学校の草地、基線付近になるのでしょうかけれども、あの近辺まで水位が及んだという形でございますので、その点の人命の対策も必要であるかもしれないけれども、基幹産業である農業者の畑地への影響も含めて、そこは十分考慮いただく必要性があるのではないかとこのように考えているところでございます。

また、サッチャルベツ川については、村長の回答のとおり、両面南北に新興住宅街も含めて高齢者施設も含めて非常に複数あるわけでございます。あれが決壊、オーバーフローすることになりますと、国道236号線の国道の位置から見て、住宅街も含めて高齢者住宅も含めて福祉施設も含めてということになりますと多分1メートル弱ぐらいの高低差があると思うのですけれども、僕も目視でしか、きちっとはかっていないので正確には何センチとは言えないのですけれども、国道のほうが高くなっているという形。住宅街が低いという低位置にあるわけです。それらに関する施設関係も低位置にあるわけでございます。それがもし決壊、冠水したならば、端的に言いますよ、今のコミニの里、福祉施設、シルバーハウス、病院も含めてどのような形で避難勧告を出し、避難できるかという状況、これは私どもが考えても、今の中で村長が回答いただきました更別村の26年の防災のしおりという中に避難場所だとかいろいろな詳細載っていますけれども、これで本当に機能するのですか、実際に。そういう部分のもっときめ細やかな対応を図ることができなければ、人命の保護という面から非常に僕は危険性があるのではないかとこのように思っています。

まして、高齢者住宅等を集約してあの位置に置いて、今シルバーハウスや何かは1人ですよね、管理体制の中で1人の方が見守っていますよね。30戸近くの方、健常者もいらっしゃいますから、全員が全員とは言いませんけれども、高齢者住宅に入っている方が緊急避難のときにどこにどのような形で避難すればいいか、全くこのしおりでは見えてこないという部分があります。まずは、更別村のそういうものを踏まえた中で、更別村防災のしおりではこれは十分機能を果たしていけないというふうに感じておりますので、これらについての対応策、もし村長の考え方があれば、それらについての対応策についてお聞きしたいと思えますし、端的に言えば、結論から言いますと抜本的に更別村の防災対応マニュアルをきちっと明確にわかりやすくつくって、各戸に配布するべきだというふうに思っているわけでございます。

それに加えて、今回更別村で、私もちらっとしか参加しませんでしたけれども、社会福祉協議会の主催による北海道版避難所運営ゲームの講習会に出席させていただきました。道の派遣講師よりまず冒頭の挨拶で、道民の多くが防災についての学習、避難訓練がなされていないのが現状だという説明をまず受けました。今後心配される災害発生に対する知識、疑似体験を多く積んでいただきたいとの提案があり、加えて机上での災害ゲームですけれども、今回は地震災害に対する模擬の避難所運営ゲームをしましたが、これを一応一連の中で体験しただけでも、これきょうあすすぐできるものでございませぬ、はっきり申し上げて。それらを踏まえて、今後もしもの災害に対する、地震だとか水害、いろいろな面、火災はあれでしょうけれども、地震だとか水害に対する対応についてのいろんな部分でのマニュアルというか、それを作成しながら、これから住民と避難訓練という意味で住民と村とのかかわりの中できちっと明確にそれらを示して具体案を示しながら、関係機関との連携も含めて、一刻も早い対応という部分も含めてまず対応しなければならないというふうに思っておりますので、それらに対する具体的な避難所運営マニュアルの策定も必要かと思われまますので、その点の見解もいただければというふうに思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員おっしゃるとおりでございまして、まず1点目の対策本部の立て方といたしますか、情報共有、それと今回一番大きかったのは深夜に対策本部を設置した。平成28年8月17日午後1時に招集をしまして、招集したのはもうちょっと早かったですけども、夜中に設置をしました。今私の手元に時系列で、避難場所の設置、1時50分、それと避難勧告をするかどうか、職員招集、消防団の招集をどうするか、巡回体制を7班にして、どの地域をどういうふうにするか、北電からの停電通知にどういうふうに対応するか、サッチャルベツ川、サラベツ川の巡視、20分ごとの巡視、あるいは床下浸水、3時10分、その前にもう行われているわけですけども、高校のところまで行きました。その部分の職員待機体制等ありました。

初めての大きな災害ということで、更別村は大きな山もないし、川もないというようなことを言われますけれども、私は決して災害が襲ってこないということはないということ

を今回はきちんと認識をしなければいけませんし、危機感を持ってこれに対応していかなければならないということは、まず我々役場職員も含めて村民の皆様にもきっちりと認識をしていただくということが重要であると思います。その上に従って、今回避難本部を2回ほど設置したわけですが、指揮系統とかいろんな情報共有、議員さんの皆さんとかいろんな部分についても不手際とか、その辺の部分で周知徹底がなされていないところがありました。これは、率直に反省をしなければなりません。反省というよりも、これは一歩間違えれば人命に及ぶことでありますから、この辺はしっかりと見直して対応策を考えていかなければならないというふうに思います。

平成8年に災害対策本部設置条例ができて、私もそこを読み込んで、いろんな状況を把握して、あるいは防災計画を見て行ったわけですが、なかなか対応し切れないところがあったということで認識をしております。実際に河川が氾濫して、議員がおっしゃるとおり市街地が3分割されていた場合も想定されます。洪水というのですか、水害が起きないということで認識をしているということは、これは間違いであります。その部分で、災害防災計画の見直し並びに、私もこれ思ったのですけれども、このしおりでははっきり言ってこれでは不十分です。避難場所の設置はしてあります。しかしながら、この部分について冠水ですか、越水、水害を予想したハザードマップをつくるべきです。これは指示しております。これに従って、水が出ればどの辺が水につかって、避難勧告をどこに出して、避難場所をどうしなければいけないか。あわせて、要支援者とか要介護者がいるわけです。それは、民生委員会とか社協によって名簿は掲載されて把握はできております。しかしながら、実際にそのことが起きたときに誰がどういうふうに対応、全てが役場職員が対応できるかといったら、そうではありません。そうすると、議員ご指摘のように、これは来年度、私は指示していますけれども、行政区挙げて、村挙げて防災避難訓練を実施すべきだというふうに、具体的に誰がどこを助けに行つてというふうな計画をきちんとつくって実施しなければ、いつまた同じようなことが襲つてこないとは限りませんということです。

それと、河川の改修等について、今開発、道、国と引き継ぎされていないところは強ちに協議を進めておりますし、今回災害のあった部分で引き継ぎ終わっているところもありますし、応急処置のところは進んでおります。ただ、いかにせんまだ進んでいないところもありますし、近々協議が持たれます。必ず村の担当者をそこに出席をさせていただいて、今回河川の氾濫とかのり面の部分とか、いろんな部分で崩壊が起きています。その部分について速やかに対応していただけるように、これは強く要望したいと思っていますし、そういうふうな形で今作業をしているところでもあります。議員ご指摘のとおり、さまざまな意味で抜本的な見直しをしなければ、これはできないと思います。災害がない安全な村であるという認識は捨てて、これはいつそういうことが起きてもおかしくないという認識のもと、しっかりと防災計画、それと災害対策本部設置条例及びハザードマップ、防災のしおり、全てを見直して早急に進めないと、来年もし同じようなことが起きた場合、村民に

説明もつきませんし、これで本当にとつとい村民の皆さんの命が奪われるようなことになれば、これは取り返しのつかないことであるという危機感を持って対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ありがとうございます。最後に、確認も含めていま一度村長からの言葉をいただきたいというふうに思っているのですけれども、今回の対策本部のあり方について種々ご説明いただきました。理解できるところもございますけれども、まだまだ解決しなければならないというご回答もいただいたわけでございますけれども、私の考えるべきものの一環として、この対策本部の趣旨は文面読みますと震災なのです。地震が主な対策の防災計画になっているということでもあります。それに加えてということで、今村長からもご回答いただきましたけれども、全体的なものを見直しを図るのだという意味からも、いま一度防災計画の抜本的な見直しを図っていただきたいというご提案をまず1点させていただきますというふうに思います。

次に、水位の関係、回答いただいたとおりでございます、人命も大切、住民の財産も必要、全て必要な部分を捉えたときに、全体的な捉え方として、他町村でも少し論議になってけれども、国に、1級河川でございますので、所管が違う云々で緊急対策がもし図れないとするならば、今回は更別村自体の雨量はそんなに多くはなかったということでもあります。ただ、近隣の上札内等の部分のそこから覆水として流れたきた部分の河川への流入によってオーバーフローしたという実態もありますので、他町村もある程度検討していますけれども、その移管は具体的な案を持ってきちっと提案していかなければならないし、具体的に今のサラベツ川のあり方、サッチャルベツ川の災害に対する現況をきちっと僕は説明して早期の解決を図るべきだというふうに思っていますので、それがある程度の年度をまたぐということであれば、村独自としてあの中に水位計をつけるなりなんんりの対策の中で、危険の予知をある程度共有できるようなものにするという考え方も1つあると思うので、確かにご回答のとおりハザードマップを含めてということで検討したいということでご回答いただいていますので、その点の配慮もよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

また、先ほどご質問させていただきました。本当に重要なのは、高齢者住宅の集約も含めて更別村の市街地、正直言いまして高齢者住宅多くなっているのです。その部分で行政区も含めてと村長回答いただきましたので、大変ありがたい回答なのですけれども、どういうふうに相互扶助的に助け合えるかという部分が本当に必要だと思うのです。その点で更別村に今欠落している部分については、先ほど申し上げたとおり避難所運営マニュアル、基本的にはやっぱりつくるべきではないかなというふうに思っているわけです。それをただ形式化するのではなくて、行政区単位、全村挙げてと村長言いましたけれども、最低限行政区単位でもいいから、行政区単位で落としてもいいから、やっぱり避難訓練の実施は

僕は必要でないかというふうに思っていますので、その点再度確認も含めてこの3点についてご回答いただければというふうに思っています。

○議長 長 西山村長。

○村長 河川の引き継ぎの状況等について、道の管轄とかいろんな部分がありますけれども、先般12月1日に帯広開発建設部の管理課と引き継ぎに関して、サラベツ川の引き継ぎ作業と今後の北海道協議に係る確認、要望についてということで話を進めております。20年来いろんな形でこのような状況が続くのは非常に問題があると。人命に危険があるために、河川改修を前提に引き継ぎを行っているけれども、北海道は引き継ぎが終わらなければ改修計画を立てられないとしていると。それについて、そういうことをもう一度見直すということで引き継ぎと河川計画を並行してできないのかということで、北海道と開発の協議の場に地元がしっかりと参加させていただき、北海道に話を進めていきたいということで、開発のほうからは北海道とは協議するので、意向を伝えたいというふうになっております。これについて、サラベツ川にかかる国道橋が狭く、支障になっており、今回国道付近のチーズ工房、店舗が台風により床下浸水の被害を受けており、地権者からは誰が責任をとるのかと言われておると。河川改修はいつごろになるのかということが明確に示されていないということで、開発は橋だけの整備は難しいということで、改修ということがあるけれども、これについては12月議会で我が村としても報告をさせていただくと、そして速やかに検討していただきたいということで、今いろんな形で河川の部分についての査定がされております。その部分と改修計画とセットでこの部分については早急に進めたいというふうに思っていますし、被害があった第2工区、第3、第4工区の被災箇所、引き継ぎ、その部分については今進んでおるという状況ですので、引き続き国、道に働きかけ、開発に働きかけを進めていきたいというふうに考えております。

あと、先ほどありましたけれども、新聞にも報道ありました。避難所マニュアルがないではないかというような形、これはすごく重く受けとめております。前回避難場所の設置はしました。床下浸水ということで、このまま越水が続いていくとこれは床上まで来ることが想定されましたので、その時点でいつそういう勧告を出すか、指示ではなくて避難してはどうですかということで場所の設定もしたのですけれども、実際にその部分の物品とかいろんなマニュアルについてしっかり定めていかなければならないというふうに思いますし、誰が担当者であるかということも明確にしなければいけないというふうに思いますし、ぜひともそのマニュアルはつくっていかねばいけないというふうに考えております。

あと、高齢者等の部分についてはですけども、その部分については私も何回も保健福祉課あるいは社協とかいろんな部分で、あるいは担当課に話をしております。実際に起こったときに大混乱するであろうと。どここのおじいちゃん、おばあちゃんが本当にひとり暮らしでそういう生活をしていると、自分では歩けないと、どうするのだと。施設に入っている方はいいと、そうではない方もいらっしゃるということで、その部分の避難場所も

含めて、そして担当者も一応決まっはいるというふう聞いていますけれども、民生委員さん全部がそれに対応するわけにはいきませんし、保健師さんが対応するわけにはいかないということで、これは実際にやってみなければだめなのです。実際に行政区を巻き込んだ訓練をして、そしてそこからまた教訓を引き出してしなければいけない。ただし、そこにはハザードマップが必要で、どこどこが最初に浸水するから、第一義的に避難をする場所、第2次的に避難をする場所、これもしっかりときめ細かく決めなければいけないのです。その部分を含めてしっかりと見直し、そういうものを策定して実際の訓練を行っていきたいと思います。そしてまた、その訓練から検討しなければならぬ課題が出てくるでしょうから、これは早急に対応していきたいというふうに考えています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議 長 1番、安村さん、次の質問に移ってください。

○1番安村議員 ありがとうございます。このような小さい人口の村ですので、行政、住民巻き込んだ全体のそういう部分の災害対策の意識向上に向けて取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます、次の課題に入らせていただきます。

第2点目は、担い手育成センターの配偶者対策、花嫁対策事業についてのご質問をさせていただきます。本案件につきましては、既に一般質問にて改善対応策含め提案させていただいた事項でございますけれども、いま一度質問させていただきたいというふうに思っています。平成28年度、担い手センターでの配偶者相談事業において、現在専門員が不在という実態でございます。私も農協の2階の相談室に行ったら、不在ということでございました。これらの対応につきましてどのような対応策並びに新年度からいないという、専門相談員が不在であるという部分の実態を受けて今までどのような対応、検討経過にあるのか、まずご説明いただきたいというふうに思います。

担い手対策の重要性につきましては、既に村の戦略の中で村はまち・ひと・しごと創生総合戦略で基幹産業である農業、その農業後継者への対策は最も重要課題であるという認識を示しております、その一環として当然のごとく配偶者対策は、これは最も重要視しながら推進を図らなければならないという見解を示しておるわけでございますけれども、総合戦略もおおむね2年弱経過しようとして、あと戦略の実行期間は3年しかなくなっております。その中で配偶者対策、数字的には七十何戸だとかという部分が出ておりますけれども、そういう部分での捉え方というのはどう行政として考えているのか。その点の整合性といいますか、戦略と実態の部分の対応についての考え方を少し説明いただければというふうに思っています。

私は常々思っているのですけれども、議員として当然のことなのでしょうけれども、村をつかさどる人口、経済、全てを含めての推移は、一つの要因としてやっぱり配偶者対策が加わるのでないかというふうに判断しているところでございまして、これは農村地帯だけでなく、商工業者、一般的なサラリーマンの方も含めた全体的な村全体としての取り

組みが今後必要になってくるのではないかと。考え方の相違がありますから余り過度なこととは言えませんが、ちまちまとした人に見えないところで専門相談員を置いて相談しやすくというよりは、もうオープンに、十勝管内もそうですけれども、オープンに担い手対策はきちっとやるのだという明言を図りながら、しっかりとした対策に取り組んでいくべきだというふうに判断しているのですけれども、その点の考え方についても村長のご意見があれば伺いさせていただきたいというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員の質問にお答えいたします。

更別村農業経営生産対策推進会議に設置しております更別村農業担い手育成センターにおいて取り組んでおります農業後継者の配偶者対策につきましては、専門推進員を配置し、JAさらべつ2階に設置している担い手相談室に相談窓口を開設し、対象者の相談に応じていたところでありますが、平成27年度末で前任の専門推進員が退任された以降適任者が見つからず、現在も未配置のままとなっております。相談業務を怠らぬよう、平成28年度におきましては担い手育成センターを構成する村、JA、農業委員会の各機関がそれぞれ相談窓口となって、相談者が相談しやすい機関で相談できる体制を整えたところであります。また、専門推進員が中心となって企画、運営していたカップリングパーティー等の事業につきましては、事務局で対応することとし、参加者への呼びかけ等を行っているところであります。

質問の内容にある2点目の件でございますけれども、更別村まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、基本目標の3、若い世代の希望をかなえ、安心できる子育て環境をつくり出す中で、結婚に向けた支援の取り組みとして、出会いサポート事業の検討、実践を掲げております。結婚につきましては、個人の意思が重要であり、結婚に前向きに取り組む考えを持つことが必要であると考えているところでありますが、当事者が積極的にパートナー探しに取り組めるよう、ご家族の理解も重要であると考えております。村では、現在十勝管内において振興局が中心となり設置されております十勝管内結婚支援協議会に参画し、ホームページ等を活用した情報発信について協議等を進めているところでございます。また、北海道が設置する結婚サポートセンター北海道コンカツ情報コンシェルジュの活用につきましてチラシの配布を行い、当事者やその家族に意識づけを行うことが効果的と考えておりますし、北海道が発信する安心できる婚活情報の利用について周知することが必要であると考えております。

3点目の村全体としての取り組みですが、ご指摘のとおり、農業後継者以外の対策も進めなければならない時期に来ていると考えております。既存の農業後継者の配偶者対策に加えて、他の業種を含めた対策の検討を進めているところであります。具体的内容は現在調整中でありましてけれども、専門事業者の活用などを含め、早期事業化に向け前向きに検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今のご回答いただきました内容でございますけれども、まず再度確認させていただきたい事項がございます。今更別村農業担い手センターの部分の専門推進員が不在ということで、それぞれのJA、農業委員会、村の構成する部分の担当者を決めながら相談窓口を継続しているというご回答をいただきましたけれども、その認識について私は改善を図っていただきたく、ご提案申し上げたいというふうに思っています。そもそもがこれらの対応については、農推会議が発足して、農業者の担い手対策に対する具体的な対応策ということで、それらの必要性を含めて専門員を置いた経緯がございます。完全な窓口をつくって、相談しやすい体制をつくりながら、結婚に向けた部分の対応策をしっかり図りましょうということで今までできたわけですが、今それぞれが窓口となるような体制を整えたというのは、これは整えたというのではなくて苦肉の策であって、これは対応策を図っているとは本当は言いがたいというふうに思うのですけれども、その点について事務局で対応しているという言い方ではなくて、今後どうしていくのだという姿勢をまず村長の気持ちとしてお聞かせいただければというふうに思っています。

そうでなければ、第2問目の振興局が設置している十勝管内結婚支援協議会だとか結婚サポートセンター北海道コンカツ情報コンシェルズの活用を検討していますと言うけれども、基本的にそれは具体的に農業者も含めて、農業後継者も含めてどのような形できちっとPRができて、どのようにしていくかという具体策がなければ、これ絵に描いたぼた餅というよりも、ただ検討しているで終わってしまうというふうに思うのです、端的に言えば。そうではなくて、きちっとした専門相談員の必要性も含めて鑑みながら、そこをきちっと対策を講ずるといふ、これそういう発想がなければ、検討しています、経緯についてよく考えてみますって、それでははっきり言って前へ進むわけがないというふうに思っているのです。

もう一点ですけれども、専門相談員がなかなか受け手がいないという実態についての見解について、村長の率直な感想でいいです。聞かせてください。専門相談員がどうして受け手がいないのかという現状、全体的な過去の流れもあるのでしょうかけれども、それがいないという部分、そこはきちっと検証しながら進めるべきではないかというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。その辺の取り組みについて所見があれば、ご説明いただければというふうに思います。

2つまとめただけでのご回答いただければというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 おっしゃるとおりでございます。担当課も含めて、JAさんも含めてそんなのですけれども、専門員を必死で探しました。なかなかうまくいきません。なかなか引き受けていただける方がいない。私は、やっぱりかなめだと思います。今議員さんおっしゃったように、各窓口でそういう進展が、いろんな部分で支障ではないですけれども、より進めるためにはやっぱり専門員の配置が必要だったわけです。だから、専門員を配置して

いるわけです。それは、私もすごく認識しております。だから、ここで私が先ほど答えましたけれども、それは本当に不十分だと思っています。やっぱりきちんと専門員を設置して、いていただいて、そこでいろんな取り組みをしていただく、これ本筋であります。根本であります。だから、その辺の部分については率直に本当に申しわけないという気持ちでいっぱいあります。

あとPR等々のことの検討をしてみたいということですが、本当に具体策を示さないでだめだというふうに思っているのです。例えば今推進員の方々には月4万から5万の間でやっていただいているというのですが、待遇のこともあると思うのです。だから、そのお金で全部村の婚活をやってくれということ自体も、きちんと待遇改善というのですか、例えば村からの人が望ましいですけれども、ほかから来ていただいたときに、委託料ではありませんけれども、報酬を上げるとか、そういうことをきちんとやっていかなければいけませんし、私は、今ほかの町村もやっていますけれども、本当に思いきって民間の婚活のそういうのをやっているところに委託をして、業者委託を含めて、具体的にこうするということをしていかないと進まないと思うのです。

子育てとか、結婚しやすいとかということについては私は最大限の力を注いでいる一つなのですが、その部分で具体的にそういうことが、結婚して来ていただく、今はUターンとか、戻ってきています。農業後継者が戻ってきて、お嫁さんを連れて戻ってきたりして、地域の本当に優しい姿を見ているのです。ほかから来たお嫁さんに対しては、お食事会とか、いろんな会合をして、一日も早く地域になれるように、地域の婦人会の方とか若妻会の方がやっているのです。だから、本当にこんな温かい村はないのです。だから、そういうことも含めて出会いの場とか、なかなか忙しくてそういう場面に行けないとかと、これはやっぱり我々の責任だというふうに考えておりますし、新年度でこれは計上しなくてはいけないというふうに、業者委託を含めて検討していきたいというふうに考えています。そこまでしないと、見つからないとか、そういうことを言っている場合ではないというふうに思います。

ただ、今いろんな平均値はありますけれども、特殊出生率が子育て支援とかいろんな部分を含めまして1.87まで回復しております。2.0までいくと人口が減らないということになりますけれども、その部分も含めまして、やっぱり根幹はそこですから、子どもを産み育てる環境をいかにしてつくっていくかいうところもそうですし、その場合の出会いをどういうふうにつくっていくか、これは後継者とか担い手とか、いろんな部分がありますということで、今までチャンスを生かせなかった方とか、いろんな部分でめぐり合わせの出会いの機会が少なかった方、その方も含めましてきちんと実態を把握して対応していくことが必要であると考えていますし、その辺の道のコンカツ情報コンシェルも非常に素晴らしいものがありますし、これらも含めて検討していきたいと思っておりますし、何よりも総合戦略、もうきています。KPIといいますが、達成目標、婚姻件数5年間で70件、男女の出会いの場をつくり、家庭を持ちたい男女が結婚に至るまでの支援をする環境づくりに取り組み

ますということで、出会いサポート事業の検討、実践ということを具体的な取り組みの中で挙げていますので、これは本当に具体的な施策として来年度以降展開できるように努めてまいりたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 具体的な内容も含めてご回答いただきまして、ありがとうございました。最後になりますけれども、更別村における今の男女の出会いという部分から見れば、極端な言い方をしてしまうかもしれませんけれども、雇用の場も含めてということで、女性との出会いが非常に僕は厳しいというふうに判断しているところでございます。まして、大企業がないという中で、農業者、中小企業も含めてということで、日々の仕事に対して追われているという部分があって、女性との対応という部分は難しくなっているのが現状かなというふうに思っておりますので、それらを含めて、更別の未婚者はシャイなので、どうしても内気なので、なかなか女性とコンタクトとれるという部分が弱いという部分ありますので、それらも含めて解決に向けて一步一步、そういう部分の対応も含めてということで村長を中心に、これから全体的な配偶者対策という、男性ばかりに限らず、女性も今後継者いらっしゃると思いますので、そういう面も含めて十分検討していただただけでなくて、実践に向けて頑張ってくださいよう要望いたしまして、質問を終了させていただきます。今後ともよろしく願いいたします。

○議 長 西山村長、答弁よろしいですか。

西山村長。

○村 長 今ご指摘のあった点、いろんな部分について具体的な提案をせよということでありましたので、これについてしっかりと検討して、提示できるようにしていきたいと思っております。頑張らせていただきます。

○1番安村議員 ありがとうございました。これで終わります。

○議 長 ここで、昼食のため午後1時40分まで休憩といたします。

午後 0時14分 休憩

午後 1時39分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、2点について質問させていただきます。

初めに、教育長に更別村の銘木、氷河期の遺存種ヤチカンバについて質問いたします。更別村の歴史の生き証人として、村には更別村の銘木と氷河期の遺存種ヤチカンバ、そし

て十勝坊主があります。前の2つにつきましては、教育委員会で管理しているところであり、先人たちがこの更別村にくわを入れ、昼夜を問わずして原生林を開墾、開拓をしてきました。中でも更別村の語源でありますサッチャラベツは、ヨシやカヤの生い茂る地の意味で、植物の植生する土地の開拓は人の手には負えず、多くは国などの土地改良等の開発が進められてきました。当時のご苦労があったことは、村史に子細に載せているところでもあります。あわせて、ヤチカンバの保護については北海道指定の天然記念物に至る経過など、大変ご苦労されている様子もうかがわれます。今ある更別村は、まさに先人たちが生きるために未来に希望を抱いて開拓されたたまものであり、村の約7割の1万748ヘクタールの農地、日本一の農業生産地となり、村の基幹産業であることは村民の誇りであり、その中であって更別村の銘木5本と天然記念物のヤチカンバが保護されてきたことは、これまた先人たちの高い先見性は村民の誇りでもあります。

農地は営々とつくられてきた土づくりや土地改良事業で肥沃な土地となりましたが、天然記念物のヤチカンバは非常に厳しい状況であります。環境省のレッドリストでは、絶滅危機の一步手前の絶滅危惧の中位にランクアップされました。2007では絶滅危惧の下位のⅡ類から2012年では中位のBⅠ類の評価です。絶滅の危機が増大しているから、近い将来に向けて野生での絶滅の危険性があるという内容でございます。この上のランクは絶滅の危機に瀕しているとなり、次には野生絶滅ということになります。ここで注視しなければならないことは、この5年関連ワンランク上がったということで、極めて深刻で重大であります。昨年帯広で「更別のヤチカンバの危機」といった講演がありました。講師は更別在住の方で、更別の方も五、六名参加しておりました。この危機的ヤチカンバを保護するために、講師の提案としましては、1点目には、氷河期の終わり、湿地性植物の環境に戻すことである。2つ目には、ヤチカンバの阻害となる植物を取り除く。3つ目には、ヤチカンバの生育できる環境の場所をつくり、新たに移植すると。そんなようなことで締めくくりましたが、私も村民の一人としまして大いに関心が湧き、北海道に問い合わせをしました。道も平成26年、またことし1月に現地調査を行うなど、更別村の教育委員会と協議等を重ねているようなので、期待を込めまして質問させていただきます。

1点目でございます。更別の銘木、氷河期の遺存種ヤチカンバ、その保護についてどのように考え、どのような行動をしているのか。委員会は、ことし6月に十勝自然保護協会へ回答しています。内容は十分理解できますけれども、検討するとしても時間は立ちどまってはくれません。道に具体的なアドバイス、また支援をいただいでいくなど、この深刻な状況は道も十分理解しているはずだと思いますので、村は道と一緒に何とかなければならない。思っている以上に状況は深刻であると私は理解しております。

2つ目です。更別村の銘木、そしてヤチカンバ出現地の保護地域を更別郷土読本の教材、そこから一步踏み出して現地学習をしてはどうでしょうか。更別のほとんどが農地で、この農村風景はとても心を豊かにしてくれますが、600年も生きてきた銘木や2万年前から命をつないできたヤチカンバは危機的です。このつないできた命、更別村に入植し、開拓し

てきた先人たち、そして私たち、そしてまた子どもたち、つないできた、つないでいく命の歴史でございます。自然、開拓、農業を結びつけた学習の絶好の教材だと思っております。銘木や特にヤチカンバのパワー、エネルギーを子どもたちにも体験してもらい、そこから感じ取る。身をもって学ぶことは、言葉の説明より深く理解できるものではないでしょうか。ネットでヤチカンバを検索しますと、今は乾燥化が進み、ほとんどその面影がありませんと酷評でございます。現実には教材としては少しほど遠いかもしれませんが、このヤチカンバを私たちの世代で終わりにしてはいけません。それは更別村が生き残ることと全く同じで、更別村を、ヤチカンバの命をつないでいくということであり、その責任は今ここにいます私たちでございます。同時に私たち大人が学ばなくてはならないかもしれません。そして、このパワーやエネルギーに寄り添うことのできるような、そして現場を整理して見学できるようなことも必要ではないでしょうか。いずれにしても、どのように保護したらいいのかと考える時間は余りございません。教育的視点からもその責任は重いと思います。

以上2点について教育長の考えをお伺いします。

○議長 長 荻原教育長。

○教育長 村瀬議員ご質問の更別村の銘木と氷河期の遺存種ヤチカンバについてお答え申し上げます。

1点目の銘木とヤチカンバについての考えと行動という点でございますけれども、更別村の銘木につきましては、平成4年に十勝支庁林務課及び帯広地区林業指導事務所の調査により選ばれました歴史的にも保存が望ましい樹齢100年から700年の樹木7本を教育委員会から所有者の方に保存をお願いした上で、説明の看板を設置させていただいたところでございます。その後は、強風で倒れた2本を除く5本が今も現存しており、そのうち村の所有が3本、一般の方の所有が2本となっております。更別村における銘木についての具体的な取扱いについて、村独自の文化財に関する明文化されたルールはございませんが、保存をお願いしております教育委員会の立場は変わりございませんので、所有者から保全についての相談があれば対応することとして、現在も残された銘木につきましてはそこに訪れた方が指定された文化財であるとわかるような管理はしていきたいというふうに考えております。

ヤチカンバにつきましては、今から数万年前の氷河期時代に十勝に生えていた低木種の一種がその後、温暖化となった後も生育条件に適した更別の湿原で新種となったもので、昭和38年に更別湿原のヤチカンバとして保護地区2.87ヘクタールが北海道天然記念物に指定されたものでございます。近年は、周辺の土地改良などによる湿原の乾燥化により衰退が懸念され、ヤチカンバの苗の移植を行い、その生育状況について調査を実施してきたところですが、その結果ヤチカンバについては日照条件のよい環境であるほど生育が比較的良好であるということがわかってまいりました。最近の研究では、湿地はヤチカンバの生育には必ずしも必要ではなく、湿地が競合する樹種の生育しにくい環境だったということ

でヤチカンバの生育に影響が出ていなかったのではないかということでは言われております。今後のヤチカンバの保全対策の方向性といたしましては、ヤチカンバの生育に影響を及ぼす可能性のある樹木の生育が進んでいることから、これらの競合種を駆除することにより、ヤチカンバの生育に適した環境が整えられると思います。しかし、その具体的な方法につきましては、保護地区内のヤチカンバ、それ以外の希少植物への影響を考慮しながら慎重に進めていくことが必要であることから、北海道教育庁ですとか大学教授などの関係機関、専門家などと協議を行ってきているところでございます。

続いて、2点目の銘木とヤチカンバの小学校の授業での現地学習についてですが、銘木については学校で学習をする機会は設けてございませんが、ヤチカンバにつきましては現在小学校3、4年生の社会の授業の時間の中で教育委員会が発行しております郷土読本を活用して更別村についての学習をしておりますが、その中でヤチカンバについても紹介しているところでございます。また、3年生の理科の授業では、身近な植物を学習する際に、先ほど説明しましたヤチカンバの生育状況調査時に採取した種から育てた木が各小学校に植栽されておりますので、実際にここではヤチカンバに触れながら学習しているところでもございます。社会科での見学学習については、現在は学習内容にかかわる施設などを見学しておりますが、村内の施設などを見学する際に地域のことを学ぶふるさと教育の観点からもヤチカンバなどの文化財も含めた村内の見学学習について教育課程に組み入れてもらえるように各学校にお願いしてまいりたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 ありがとうございます。改めて再質問させていただきます。

委員会も私と同じ思いであるというようなことが今理解できました。それで、いろいろな機会に検討されているということは十分に理解できます。ただ、余りもう時間がないのではないかという、そういう危機感から、もっと踏み込んで、進めるというところから、では何をするかというところまで、もうそこまできていますと私は思っております。ここについては、私も道に質問したところ、十分に協議しながらやれるというお答えもいただいておりますので、ここは補助金もあるということも含めて、一緒になって進めてはいかなものかなというふうに思っております。あわせて、学校の教育の立場として取り入れたらということなのですが、現場に行つてその中に入ることで、より感銘を受けるものではないかというふうに実は思っております。今の状態では非常に寂しい思いですけれども、行くことによって何かを感じる。子どもたちですから、いろんな感性の中で感じてもらえばいいと思います。何よりも私が気になるのは、更別村で育つた子は大半が村外に出ていく、そういう子たちが更別村に何かあるかというときに、教育長のおっしゃるようなふるさと教育、ここが正念場だというふうに思います。この子たちにもこういったことを体感させる。ヤチカンバというのは全国的には非常に珍しいということも含めて、以上2点について再度お尋ねします。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 ただいまのご質問の中で、余り時間ないということでご指摘でございます。ヤチカンバの保護に係る活動というか、事業といたしましては過去に4回ほどやっております。最初が平成16年に全般的なヤチカンバの現地調査を行いました。その中で、ヤチカンバについては3,239本が確認されております。その後2回目なのですけれども、1回目のときに実際種子を採取して、それを育苗して育てて、それをまた現地に戻すという作業を平成20年に行いました。そのときに現地のほうには114株植えさせていただいております。植えた株につきましては、日当たりのいい場所なのですけれども、ヤチカンバがないということを確認した上で、ササの原を10メートル、20メートルかき起こしまして、そこに移植したという作業を行いました。その後それに対しての3回目の調査ということで、それがどのような形になっているかということで調査いたしましたら、114本中114本全部元気に育っていたというようなことが確認されております。あわせて各学校にもそのときに30本ずつ植栽してもらいましたが、一番日当たりのよかった上更別小学校なのですけれども、そこが30本中24本生きていたと、元気だったということでございます。上更別小学校につきましては、国道に面した花壇のホールがあるのです。そこが非常に日当たりのいいところなのですけれども、そういうところから考えましても、ヤチカンバについては、言われていますけれども、日当たりのいいところがよく育つのかなというようなことも考えております。

それで、時間がないというご指摘ありましたので、今後の進め方なのですけれども、湿地に戻すというよりは、今競合して樹木を駆除することで何とかヤチカンバが生き残るのでないかというようなご指摘もあるものですから、実際競合種を枯れさせてヤチカンバを守るという方法もあったのですけれども、その点につきましては道の文化財の部分と、それから専門家の協議の中で、ほかの絶滅危惧種に影響があるので、それはやめたほうがいいというご指摘があって、現在は4回目の調査といたしまして、競合している植物なのですけれども、ヤマナラシという植物と、それからシラカンバというのが非常に競合してヤチカンバの生育を邪魔しているのではないかということでございまして、こちらの樹種が現時点でどのような状況で分布しているかというような調査をことしやりました。ことしで終わらなかったものですから、来年も引き続きやる予定をしております。それを調べた結果、それをどのような形で、例えば切るですとか、そういうような形で保存に向けた取り組みに向けていくのかということの検討を行おうとしているというようなことで考えております。そういうことで、時間がないということなのですけれども、一つ一つそういう形で調査してやっているというところについて説明させていただきました。

あと、もう一つの教育、現地に行って実際見るのが一番子どもたちにとっていいのではないかというお話でございます。私は、教育長になりまして今年度特に各学校についてはふるさと教育の推進についてお願いしております。更別村は非常に豊かな自然と広大な農地、そして脈々と受け継がれてきた文化と伝統がございます。その中には当然こういう植

物もありますし、さまざまな部分で地域の財産を利用して子どもたちに地域のふるさと教育をやっていただきたいということで進めさせていただいております。その中で、学校の学校通信の中にも校長からヤチカンバについてのコメント、資料がありまして、こういう形で各家庭にも配布させていただいているところでございます。そういうことで、ヤチカンバに限らず、更別村のふるさとを感じる、そういうふるさと教育についてはこれからも各学校にお願いして、やっていただきたいなというふうに考えているところでございます。あと、現地につきましては一応保護区ということになっているものですから、実際に中に入って中のものを見るということについてはどうなのかという部分については道の担当者に確認しなければいけませんけれども、それに近いような形で保護地域のヤチカンバに触れる機会があれば、それは対応していきたいなというふうに思っております。

以上答弁とさせていただきます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 いろいろ取り組まれて検討しているという状況、継続的にやっていただく。ただ、いずれにしてもやはり時間がないということは十分承知の中で、教育長のご判断でよろしいので、そこはお任せするとしまして、ふるさと教育につきましても現地に行く。今言ったように保護地区ですから、歩けない、入れないということです。でも、全国的にいろんな地区はあります。必ず入れます。それは、そういうような施設をつくるということです。そして、見せる。そのための管理をしていくということは、相まってやっていく必要があるのではないかと思います。いずれにしても、ヤチカンバは余り見た目がよくないものですから、見せたくないのか、見られたくないのか、わかりませんが、そういうことも考えた上でさらにふるさと教育などを進めていただきたいと思っておりますけれども、再度確認したいのですが、学校にいろいろお願いをするということがございますが、あえて教育長、学校側から取り組む、研究をすれといったようなのと逆に提案をいただくような、そういう機会もあつたらいいのではないかと思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 私が学校にいろいろな指示を出してやっていただきたいというような部分のほかに、学校側からいろいろ提案をいただいてやってみたらどうかという、まさにそうだと思います。当然学校指導訪問なんかで学校にお伺いすることが年何回もございます。その中で、学校からいろいろな要望を聞きながら、こういうような例えばふるさと教育をやりたいというような要望は、確かに聞き出してやっていかなければならない部分だと思っておりますので、その部分につきましてはこれまで以上にこれからもやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん、次の質問。

○6番村瀬議員 それでは、次の質問をさせていただきます。

次に、村長に宿泊施設の戦略、更別村の未来の姿、希望が描かれているのか。そしてまた、更別の銘木とヤチカンバを体感するといった観光資源とした利活用ができないのかといったことについて質問させていただきます。お店で買い物を済ませて、久しぶりに改めてゆっくり本通を歩いてみましたけれども、今の本通の町並みがいつまで続くのかとつくづく思ったところがございます。そしてまた、幾つかのお店の後継ぎがいるのかなど、そんなことを思いながら、更別村の人口減少がそのまま進んでいくと大変なことになるといったことを思ったところがございます。そして、更別村には農業者と車屋さん、限られたお店、あと老人しか残らない、こんな危機感を私は持っております。村長もきっと同じ思いで、この危機的状況の解決のために邁進しているのではないかと考えております。このたび新聞報道で宿泊施設やLED栽培事業がありました。また、熱中小学校のサイトでも宿泊施設事業として紹介されています。私には交流人口や観光人口の増となる施策がいま一つ見えていません。このような状況の中で、宿泊施設となつてございますが、リゾート開発等を行うときに最後の設備投資は宿泊施設という認識でございます。村は十勝さらべつ熱中小学校と同時にこの宿泊施設を立ち上げるということは今後の見通しの戦略があり、実行計画が立っているのだと思うところがございます。

ところが、地方創生総合戦略の夢大地さらべつ推進会議の動向が全く見えません。また、意見も聞こえてきません。ましてや、住民にとって村が何を考えているかわからないという声もあります。ここが一番の問題で、住民のコンセンサスが得られていないのではないかとことです。合意形成のあり方なのですが、今後進めていかなければならない地域で支え合う社会とした地域防災、協働の社会、地域包括医療といったところでいろいろな問題、課題が出てき、それを住民を取り込まないで行政一辺倒の進め方では今後いろいろな施策を進めるときにいささか危惧するところではありますが、この問題は次回としまして、今いろいろと行おうとしている事業は目先のことでいっばいの住民にはなかなかわかりづらいのは当然のことと思います。宿泊施設は、村の人口減少の対策事業として先見性のある事業としていることを村民の誰もがわかるように、そして更別村の将来の姿、希望が持てるメッセージを期待しまして、以下の2点について質問させていただきます。

1つ目には、宿泊施設の戦略、10年、20年後の更別村の姿、プロセスは描かれているのか。村民が更別村の将来に希望の持てる施策となっているのか。村民が希望の持てるメッセージをお聞かせいただきたい。

2点目です。天然記念物ヤチカンバを保護するだけでなく、ヤチカンバを体感するという観光資源として更別村お薦めコースに加えるなど、ターゲットを絞り込んだコース設定、観光マップの見直し、宿泊施設の呼び込みにつなげることができないか。これは実験かもしれませんが、ヤチカンバは貴重な希少価値があるので、全国に知らしめる、発信をすることが大事で、そのキャッチフレーズは更別村に2万年前から引き継がれてきた命のエネルギーをつなぐ、いわゆるパワースポットということでございます。また、前回交流人口の増を目指して、旧開発跡地の全体計画、市街地活性化計画、市街地の全体計

画の見直しをワークショップ等で行うラストチャンスとの思いで質問しましたが、どうも前向きでない答弁のあげく、このたびのような宿泊施設をやりますのような後出しじゃんけんでは執行者と議会、ましてや村民との信頼関係が保たれなくなります。現市街地活性化計画は、説明責任を私は果たしていないと思います。また、交流、観光人口の増となる施策を、十勝さらべつ熱中小学校の校長はアウトドア用品のメーカーの社長であり、十勝アウトドアブランディング事業を企画する方と認識しておりますが、その校長にアイデアをいただいて、そして村民の志のある方々と一緒になって作り出していきたい。政治は正義でもあると言われます。村長は、村民に向かって黙って私についてこいと言うのか、それとも村づくりについて一緒に考えて一緒にやっていきましょうと言うのか、村民の希望の持てるメッセージをいただきまして、2つについて質問させていただきます。

○議長 長 西山村長。

○村長 村瀬議員の宿泊施設の戦略はということで、更別の銘木、ヤチカンバを体感する観光資源とした利活用等についてのご質問にお答えをいたします。

村の宿泊施設の現状につきましては、市街地中心部に民間の旅館が1件営業しております。また、郊外にはさらべつカントリーパークがあり、コテージ等では通年して宿泊が可能な状況にあります。ただ、一般的な旅館業として1泊2食つきなどの業態で営業を行っているのは市街地の旅館1件だけであり、繁忙期には多くの宿泊者が利用されるように見受けられるところであります。今回十勝さらべつ熱中小学校の取り組みにより、月2回の開講が土曜日に予定されておりますし、翌日曜日も含めて受講者同士の交流も想定されるところであります。旧開発十勝南部事業所跡地には教室として利用される事業所庁舎のほかに宿泊に使われていた合宿所があり、こちらの有効活用を求められるところであります。熱中小学校との一体的な活用並びに交流人口の受け入れ施設の一つとして、もとの構造を活用した宿泊所と食堂として改修を行うものであります。宿泊施設の戦略とのことですけれども、熱中小学校との関連から、研修を主体とした研修宿泊施設としての位置づけを現在想定しているところであります。研修の宿泊所ということで、一般的な宿泊施設であるホテル、旅館よりも簡易なサービスになるものと考えております。また、熱中小学校の宿泊に限定するものではなく、あいている日にはスポーツ合宿の活用なども考えるところであります。また、宿泊施設の整備に関連して、一般的な来村者の滞在については日帰り客に比較して宿泊客が村内で消費する金額は4倍近くになると考えられます。市街地に宿泊する選択肢をふやすことが宿泊の機会をふやし、村内での経済効果も期待できるところです。運営する法人の収入源の一つにもなると考えられます。この宿泊施設と既に熱中小学校の開催、サテライトオフィスなどの実施に向け改修を始めている事業所庁舎、さらにはマルシェ、カフェ等の整備により旧開発跡地の全体を整備し、人材育成、人脈形成、交流人口の増加、情報発信を目指すものです。他の施策とあわせて、10年後、そしてその先にも人が、交流人口あるいは訪れる人たち、観光の人たちがあふれるような町並みづくりを目指していきたいというふうと考えております。

2つ目の天然記念物ヤチカンバを活用した観光については、現在群落の衰退ということでも議員からも指摘がありましたけれども、委員会挙げて、関係者挙げて保護に取り組んでいるところでございますが、本来ヤチカンバそのものが地味な樹木であるということと、現在の状況では生育地への立ち入りがなかなかできないということもあります状況から、体感して観光資源とするというところの活用は若干検討が必要ではないかというふうなことを考えているところです。また、提案にあります氷河時代からの生き残りということで、ヤチカンバは別海と我々更別村と同じDNAを持つということで、離れているけれども、そういうような生育がずっとされてきた生育条件とか、いろんな観光条件ありますけれども、そういう点では氷河時代の生き証人ということでありますけれども、パワースポットとするには根拠づけ等についてもしっかりとしていかなないとだめなのかなというふうなことを、検討も必要なのかなというふうに考えております。

宿泊施設の整備に関しては、議員からの提案もありますように、熱中小学校校長に社長が就任いただいております株式会社スノーピークにより、アウトドア志向を取り込んだ施設整備について協議したいというふうに考えておりますし、村内全体の人の流れとか観光資源、その他施設関係についても、これについてもアイデアが教示していただけるということで、訪問もしていただけるということです。連携をしっかりとしていきたいなというふうなことを考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 宿泊施設が熱中小学校の主に研修施設であるというお答えのようです。それで、いろいろなことを考えられているようですが、実質的には余り泊まる日数はないのかなというふうに思っております。残りの日をどういうふうに活用させるかということが私の趣旨でございまして、現実に更別村の宿泊施設はどんな状況かということは村長もご存じだと思います。経営は決して楽ではございません。まして、経営者のお話を聞きますと、自分ものつかれるものならのっかりたいぐらいの気持ちがあるけれども、やっぱり先が見えないということでございます。これは戦略ですから、村がどう考えるかによって、これをいかに活用させるかということで期待してございますが、あくまでもこの施設が関連施設ということにとどまるのか、一つの事業として収益する収益施設として捉えるのか、再度確認させてください。

○議 長 西山村長。

○村 長 村瀬議員のおっしゃったところのご指摘でありますけれども、1つは、その部分については研修宿泊施設というふうになっておりますけれども、熱中機構の理事会でもお話がされているようでありまして、単に宿泊というか、それでは更別村に人を呼び込めないだろうというような話は再三再四されております。いかに更別村の魅力を発信し、そして一度更別村に行ってみたいと、そして更別村を訪れてみたいという方たちが訪れられるような、そういう拠点施設にしたいということでもあります。その中で、例えば

熱中小学校もそうですけれども、先ほど言いましたようにスポーツのいろんな関連の宿泊というのもありますけれども、今お話が若干炉辺談話で出ていますのは、畜産大学の学生が研修場所としてそこに常駐をすとか、その中で村のいろんな部分、特産物とかいろんな農業関係の研究をそこで行うのにそこを活用したいとか、いろんな話が出ています。あるいは、観光資源の部分です。資源が豊富であるということと、ヤチカンバもそうですけれども、霧氷の部分、それと勢雄の観光資源とか、いろんな部分もあります。上協和の高台から見る日高山脈等々、その辺の部分はほかの町村にはない本当にすばらしい部分である。それを何とか結んで、カントリーパークもそうですけれども、含めて宿泊者をふやして、それぞれ村の旅館経営もあるわけですから、そういうところも含めて人があふれるような、そういうような状況に持っていきたいというふうに考えています。一つの宿泊施設というよりは、一連の事業の一環、にぎわいをつくり出す市街地活性化の一環として、そういう形で今度の研修宿泊施設については位置づけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 行政が宿泊施設に手をつけるということは、非常にお金がかかるということをお金を前提に私は話させていただいています。それで、関連施設だけにとどまらず、いろんなにぎわいと言いますけれども、私が収益施設かという、あえてここにポイントを置いたのは、結局これでは村の持ち出しがどこまでいくのかわからないという状況に陥ります。それで、現段階もこの3年間、5年間の中で実質的に経営をしていくためにはどのぐらい村の持ち出しを考えているのかも非常にここで聞きたいところですが、これは通告していませんからよろしいのですけれども、そういったことも含めて、要するに一度は行ってみたいというのは何ですかと私は聞いているのです。今村長がおっしゃるようなことは、大体皆さんわかっております。ここをどう結びつけていくか、どんなコースを用意していくか、村は用意していますかということをお聞きしているのです。それが展望であり、村の戦略だと思っております。あれがあり、これがありというのは、こんなこと言ったら失礼ですが、誰も思っている単なる思いなのです。そこを形にするのが手腕だと思っております。これから学校長の相談も含めてということですので、期待してはいますが、村長の思いはすごく伝わります。ただ、村全体としてどうなのかなということやはり懸念するものですから、あえて収益施設かということについてこだわって再度確認、ここが1点と、この思いを村一丸となってもし考えているならば、これは目標管理の一つとして組み込むまで入れて、職員にアイデアを募る、さらに詰める。もうちょっと具体的に詰める内容をしていかないと、なかなか村民はわかってくれないと私は思っています。村長の正念場としてその辺のところをお聞きします。

○議 長 西山村長。

○村 長 まさにご指摘のとおりです。正念場というふうに考えていますし、収益とい

うか、運営自体が更別熱中機構に移りますから、その部分の中の理事会等々では、収益というか、その中で運営していけるような、そういうような施設というふうな形で捉えております。全体としては今考えられておるのは、スノーピークの関係もアウトドアの専門分野でございますから、その部分は向こうから見えられて、村全体を見渡して、人口流動とか、そういうような施設、町なか、そういうものを設計をしていただくという形で協力をしていただきたいというふうに思っております。そういう形でそういうものを動線とかいろんな部分を含めて、まち全体、村全体をどういうふうに活性化のある部分に変えていくのかという具体的なアイデアをいただきたいというふうに思っていますし、今その方向で動いております。

もう一つは、村民に対して周知をするということでもありますけれども、私はいろんな形ではしておりますけれども、まだまだ足りないというふうに思っています。これは、やっぱり何回も説明をして、熱中小学校が何であるのか、単なる東京から講師を呼んできて話を聞いてというのではなくて、そこから交流をし、そしてそこから何か起業したり、いろんなことを起こしていくというのが熱中小学校の本来の筋でありますから、その部分を村民の方々にわかってもらうということと、2月のオープンスクール、10月は台風等の影響とか、収穫の時期で、ほとんど比率が、村民の方も確かにたくさん見えられていましたけれども、農業者とか生産者、若者とか、そういう部分で足りない部分はありました。もう一度その部分でしっかり働きかけをする、あるいはこちらから説明に行くというような形で周知をしたいと思っておりますし、今6次の総合計画につきまして、村瀬議員からもご指摘が再三ありましたように、ワークショップの開催、それとか夢大地にもいろんな意見を聞いております。その部分をどういう議論がなされているのかということを知なければいけませんし、本村の役場の職員に関しても非常にアイデアを集約して、その部分も示しているところでもありますけれども、村内外というのですか、村民の方に、非常にたくさんアイデア出ているわけですけれども、その辺の部分をきちんとPRしていく必要があると思うのです。その中の部分でしっかりとそれを組み立てていくためにどうしていくのかということを経階を追ってきちんと、どういうふうを集約をし、それをどういうふうに反映し、どういうふうにしていくかということもしっかり計画を立ててやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 6番、村瀬さん、終わりなのですけれども、何かあれば。

○6番村瀬議員 魂は村でございます。やるのは熱中小学校かもしれませんが、そこに村が何を考えているかということ十分に伝えていただいて、成功に向けて頑張ってくださいと思います。よろしく願いいたします。

以上で終わります。

◎会議時間の延長

○議 長 ここで、本日の会議時間は議事の都合によって延長します。
この際、午後6時まで休憩といたします。

午後 2時20分 休憩

午後 5時59分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 村政に関する一般質問（続行）

○議 長 村政に関する一般質問を再開をします。

順次発言を許します。

7番、本多さん。

○7番本多議員 ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、私は2件について質問させていただきたいと思います。

初めに、上更別地区の排水路計画についてでございます。本年8月後半の3つの台風の直撃とその後の台風10号の影響により、村道、河川、森林など甚大な被害が発生いたしました。また、農地は表土の流出、土砂流出、浸水によって、収穫のおくれにより品質の低下などによって全ての作物が減収となり、厳しい出来秋となっております。特に河川のない上更別地区においては、災害があるごとに地域からの要請で対策が講じられておりますが、解決には至っておりません。現在も道営事業が採択となり、村単独事業とあわせて明渠排水路整備を平成33年完成を目指して進めておりますが、ことしのような災害であれば解決策とはならないというふうに思います。今後も地球温暖化による異常気象と言われている中で、ことしのような災害が頻繁に来ることが想定されます。今後排水対策として抜本的に見直しをかけ、整備計画を立てる必要があると思っておりますが、村長の所見をお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 本多議員の質問にお答えいたします。

今年の8月の連続した台風は、折からの天候不順に追い打ちをかける形で農地や農作物に影響を与え、その後も圃場状態が悪いことから、収穫作業や防除作業にもおくれを生じさせ、主要作物である豆類、バレイショ、てん菜、スイートコーン、飼料用作物に大きな被害が出ているところであります。河川及び排水路についても、のり面が崩壊するなどの被害が出ており、被害が拡大するおそれの箇所を優先して修繕を行ってきているところであります。

また、ご質問にあります上更別地域につきましては、河川がないことから、応急的に排水ポンプの設置により対応したところでありますが、圃場冠水の長期化の改善には至っておりません。こうした状況を改善すべく計画を進めてまいりました東12号の排水路につい

ては、来年着工となる道営畑地帯総合整備事業更別第2地区で整備を行う南14線の排水路にあわせて平成33年度完成を目指していたところですが、計画期間を短縮し、早期整備に努めるべく調整を行っているところであります。しかしながら、今般の台風はこれまでの大雨災害の規模を上回る被害をもたらしたことから、当該地域において今後も安定的な農作物生産が可能となるよう、新たに大規模排水路の設置を検討する必要があると考えております。大規模排水路を新設するためには、設置箇所の選定に伴う用地買収が必要になること、また事業費が高額になることが想定されることから、事業メニューの検討が必要であり、国営事業等で行う場合については当該地域の生産者が一体となって要望活動を行っていく必要があると考えております。このため、排水路の必要性、設置箇所等について早急に当該地域の生産者の方々と協議を進めてまいりたいと考えております

以上、お答えいたします。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 答弁ありがとうございました。上更別地区の排水の現状については、村長も何度も現地を見ていただいて、その排水の悪さということについて認識をされ、必要性が認識されたというふうに思っております。ことしのような被害に遭いますと、昔からこういったことが何度かあったわけですが、期成会などをつくって進めているところですが、なかなか現状は回復されておられないという状況でございます。ことしのような災害に遭いますと、小麦をまこうと思った畑、これは圃場をかえて変更することになるわけですが、こういったことが輪作体系を大きく崩して、今後の経営に一番大事だと言われる輪作体系を整えるまで大変時間がかかるところでございます。上更別地区においては、一日も早くやっていただきたいというのが本音でございまして、今後この事業は大変大規模になるというお話、今の答弁にもございましたけれども、村の単独事業であれば村長が来年やりましようと言ったら来年から着手になるかというふうに思いますが、これはどうしても国の力が必要かと思えます。そういったことから、地域からは強い要請、また合意形成が必要だというふうに思っています。しかし、こういった事業について国はなかなか採択をしていただけないわけですが、村はどのような方法で、手法というのですか、今後その採択に向けた方法をとっていかれるのかお伺いしたいと思えます。

○議 長 西山村長。

○村 長 今本多議員からご指摘、お話があったとおりでありまして、私も実際に上更別の畑地帯を含めまして視察を何回も、視察といいますか、現地に何回も行かせていただきました。本当に想像を絶する。畑が川となっているというような状況でありまして、一部水が非常にたまっているところ、あとそれぞれ排水管が小さいことから、そこにのみ込めなくて、その間が破壊をされたり、壊されたり、あるいはあふれ出てほかのところへ水が流れていくというような状況でありました。高規格道路のところ一度沈み込みまして、それからさらに国道まで行きまして、その間にも水が流れておりました。さらに、水が国道を通りまして、地下を通りまして、そして市街地を越えて、今度はそこから水があふれ

出るというような状況でありました。最後イタラタラキのところに至るまでにはまた水が噴き出してということで、ハーベスターが入れない状況とか、私も畑の中へ入っていったわけですが、足がぬかるんで埋まってしまうというような状況でした。農作業の安全上からいいにしても、大型機械が我が村の特徴でありますけれども、それすら入れないというような状況で、不順な天候が続くということで、生産者が非常に大変な思いをされたのではないかなというようなことを思っております。この地域の上更別地域は、総面積、更別村が1万7,545ヘクタール、上更別が3,283ヘクタールと、平成21年の高規格ができるときの要望書の中で、平成11年の台風5号あるいは大雨等によって冠水をして、非常に農作物に被害を受けたというようなところから、要望書がこのときに期成会から北海道開発建設部に出されているわけですが、歴史的にこういうことが繰り返されているということでありまして、村としても抜本的にこれは解決するというので、必ずこれは大規模な排水路の設置を検討する必要があるということで考えております。

先般10月6日に開発建設部と打ち合わせを行ったわけですが、国営事業により課題解決に向けての打ち合わせをさせていただきたいということで申し入れをしました。上更別地域は排水路がない地域で、平成12年、24年、平成28年とこれまで3回の排水被害があり、その都度ポンプアップにより対応してきたが、これからさらにそれが長期化して、これから先安心して長期的に営農できる状況として排水路の整備が不可欠であるということで、地元からの声も上がり、国道、高規格の横断、地元の合意など難しい課題があるのは認識しておりますけれども、この問題を先送りせず解決したいということで申し入れしました。当面国営事業をまず検討したいということで考えておりますけれども、この部分につきましても開発のほうからは、土地改良等に伴う排水路整備における生産性の作物の向上を図るということについては、排水路がない状況の中で新たな排水路の整備というのはなり難いところもあると、300ヘクタール以上を要件とする直轄の明渠排水路事業は、予算の関係もあり、事業が現在なかなか認められていない状況にあるというような返答がなされています。それにもかかわらず、いろんな知恵をかしていただきたいということで話を先に進めまして、期成会による地元の合意形成、あるいは検討して着手するまでには五、六年はかかると思うのですが、いろんな部分で時間がかかるのは仕方ないとは思いますが、この部分でぜひとも前進ができるように開発あるいは道としても考えていただきたいというふうなことでありました。国営かんがい排水事業は1,000ヘクタール以上とする受益面積の事業要件があるため、まず要件の確認が必要であるということで、課題の洗い出しを行いたいということで、時間をいただきたいという返答をいただいておりますということで、村としては時間がかかることはわかっておりますけれども、この問題を放置はできないというふうに考えておりますので、早急に大型の大規模な排水路の設置を前に協議等を進めながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 ただいま村長のほうから力強いお言葉をいただきましたので、私たちは本当に期待をして、何年かかるかわかりませんが、このことについてはぜひ実現をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。更別農業高校の存続に向けた今後の取り組みについてお伺ひいたします。更別農業高校の存続に向けては、平成18年5月に村内各関係機関、組織の代表者をもって構成する更別農業高等学校改築整備促進期成会を立ち上げ、校舎改築の署名運動や要請活動を村を挙げて行ってきましたが、校舎改築までは至らなかったものの、大規模改修が行われました。また、行政としましても生徒確保のためさまざまな助成をして支援をしてきました。これらの対策によって、高校の存続と生徒の確保は一定の成果は上げられているかというふうに思いますが、しかし少子化により生徒数の減少が進んでおります。再度高校の存続の危機が危惧されます。存続のためには生徒の確保が重要と思います。

現在も助成をして支援しておりますが、その中で海外実習派遣研修支援ですが、ここ数年の実績を見ましても利用者が少ないようでございます。みんなが平等に受けられる修学旅行に助成をしてはどうかというふうに私は思うわけですが、これは生徒の確保のための一つの方策というふうに思います。教育長にこのことについての所見をお伺ひいたします。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 本多議員ご質問の更別農業高校の相続に向けた今後の取り組みについてお答え申し上げます。

更別農業高校につきましては、地域に根差した伝統ある活動を積極的に取り組んでいただいております。その存続につきましては、経済面など多岐にわたり地域に与える影響が大きいことから、村としてもその振興と発展に寄与するための支援を行っているところでございます。その支援の内容につきましては、農業高校としての特色のある取り組みに対するものとして、まず学校の寮の運営助成、農業にかかわる活動の助成、海外実習派遣の助成などがございます。また、次に生徒確保のための取り組みに対するものとしては、生徒募集経費の助成、スクールバスや路線バスなど通学経費の助成、農業クラブ全国大会経費の助成、部活動の上部大会出場の助成、各種資格取得の助成、更別からの入学生に対する被服の助成、村内生徒の勧誘活動の助成などがございます。これら助成に対する昨年度の決算額は、合計で約2,800万円ほどということになってございます。

ご質問の海外実習についてですが、現在の要綱では生徒3名と引率教諭を村の助成対応とし、更別在住の農業後継者の場合は更別農協が別枠で1名を助成することとしておりまして、ここ3年では更別在住の生徒の実績はございませんが、生徒3名の派遣は実施できているところでございます。しかしながら、議員ご指摘のとおり、過去10年の実績を見ますと、参加生徒の数にばらつきがあり、高校との協議の上で参加人数の上限の見直しを行ったり、募集方法を工夫しながら派遣生徒の確保に努めているところでございます。私は、

海外実習につきましては更別農業高校の特色のある事業の一つとして大変有意義なものであると感じてございます。これから私たちの次の時代を担う高校生たちがグローバルな視点で自国以外の文化や産業を自分の目で見て、肌で感じ取ることは最大の人生の糧になるものと信じております。その点におきまして、海外研修に行く生徒からは出発前と帰国後にそれぞれ報告を受けますけれども、明らかにそこに成長した生徒を見ることができます。本来であれば生徒全員を海外研修に送り込むことが望ましいことなのですが、その願いはかなわない部分でもございますので、高校では全校生徒に対する派遣生徒からの海外実習報告を実施し、親しい仲間からの説明により海外を身近に感じてもらい、その情報を享有しているところでございます。

議員の海外実習派遣経費支援をみんなが平等に受けられる修学旅行に切りかえてはどうかというご質問でございますが、生徒にグローバルな世界観を持たせる特色のある事業として海外派遣研修は継続していきたいと考えてございます。また、修学旅行への助成につきましては、生徒確保のための取り組み事業として既存のある事業と精査しながら高校と協議を行い、検討していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 答弁ありがとうございます。海外実習については、私も否定するものではありません。高校生が外国の風土や習慣、また異なる国で目で見て学ぶことは現在のグローバル社会において大変重要な有意義な学習だというふうに思っております。しかし、これは全員が受けられるものではございませんし、全員が受けられるとすれば修学旅行がいいのではないかなというふうに私が提案したところでありまして、今後高校と協議していただくということでございますので、十分検討していただきたいというふうに思います。

それと、生徒を確保する今後の取り組みということでございますけれども、本来であれば更別高校の魅力のある学校づくりをすることが一番私は大事ではないかなと。そして、生徒がみずから更別高校に来て勉強したいという人が来れば全然問題ないわけですがけれども、今の本村が行っております助成、補助は、父兄は魅力あるというふうに思っているのではないかなというふうに思います。しかしながら、生徒自身が更別で学びたいという、そういった学校づくりをしていかなければ、今後も更別の高校の存続については危ぶまれるのではないかなというふうに思っております。そういった意味で教育長の見解についてお伺いいたします。よろしくをお願いします。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 生徒に魅力ある学校づくりということで、確かにそういうような取り組みはしていかなければならないのかなというふうに思っております。実は、今月の7日の日に高校で校内の実践発表会というのがございました。ごらんになられた方もいらっしゃると思うのですが、その実践発表会で1年間の活動をグループごとにプレゼンをする、そういうような発表会なのでございますけれども、そこでは生徒の皆さんが1年間取り組んだ内容

をプレゼンいたします。そのプレゼンの内容が本村の取り組み、要するに本村を取り上げた取り組みが非常に多かったような状況がございました。例えばあるプロジェクトの発表では、更別村魅力アッププロジェクトと称しまして、更別村の味覚を利用し、更別村を広くPRする。あるいは、更別村の活性化を目指した1年間の活動報告。そして、以前にも説明いたしましたけれども、更別村やエア・ウォーター十勝食品株式会社への感謝の気持ちのプレゼンというような部分がございました。また、別なグループにつきましては、きずなを深める福祉の里物語ということで、社会福祉協議会と連携してボランティアワークの実施、あるいはシルバーハウジングで高齢者との交流、それから村内ボランティア活動の実施などがあります。さらに詳しいものでいきますと、鳥獣被害防止計画と題したプロジェクトに取り組んでおりました。これは、更別村に恩返しをしたい。村の農業を守るために自分たちにできることをいろいろ考えてみようというような取り組みをプレゼンしておりました。このように、生徒さんは非常に更別のことを考え、思っただけから勉強されております。その内容が非常にすばらしい発表でありました。大変多くの方に聞いてほしいと思ったところもございます。逆に、それを聞いた生徒さん方は、この発表は特に2、3年生の生徒が中心にやるのですけれども、初めて見た1年生の方は非常に新鮮で、すばらしいなと思ったところかというふうに思います。これから入学する生徒さんに魅力を伝える前に、学校の中で生徒にこの学校はすばらしいのだなと思わせることがまず第一かなと、そう思ったときに、今回のこの実践発表というのはまさに高校を存続するための魅力アップにかかわる取り組みなのかなというふうに思っております。そういう意味でいきますと、校内の生徒さんが来てよかった学校ということをもまず確立して、その後村外の生徒さん呼び込むような取り組みをさらに充実して取り組むべきかなと思っておりますし、議員が指摘のありましたさまざまな取り組みをこれからも考えて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 ただいま教育長のほうから生徒さんのすばらしいふだんの行動というか発表、ふだんから見られるわけですけれども、それでも一貫して、更別高校に来ますとある程度の資格が取れるとか、そういったことも考えていかなければ私はいけないというふうに思っております。そういったことは道教委の方針もあるかと思しますので、道教委のほうに存続のためにこういった学校にしたいという村からの要請をしていただいて、道教委のほうに要請をするという考えはあるのか、ないのかについてお伺いしたいと思っております。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 道教委のほうにその辺の要請的なものということなのですが、教育委員会としても更別高校の存続に向けて当然取り組んでいかなければならないという思いの中で、高校とはこれからも協議を進めて、何ができて、何ができないのか、そういう部分

を明らかにしながら、今後も更別農業高校の存続に向けて取り組んでいきたいと思っておりますし、そういう意味の高校からの思いがあれば、教育委員会としても道教委のほうにはお願いを続けていきたいというふうに思っております。

○議 長 7番、本多さん、よろしいですか。

○7番本多議員 存続については、村挙げてこれからも支援していくというふうに思いますので、その辺については教育委員会としてもしっかりと頑張っていただきたいというふうに思います。

以上で質問終わります。

○議 長 次に、3番、高木さん。

○3番高木議員 議長に許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行いたいと思います。今回は、2項目について質問していきたいと思っております。

まず最初に、子育て支援策についてということで質問させていただきたいと思っております。子育て応援課の成果と今後の取り組みについてということで、具体的にいろいろとお話を聞きたいなと思っております。村長の公約の一つとして、子育ての環境を整え、村の明るい未来を目指してきました。その実現に向けて、機構改革により子育て応援課がスタートしました。窓口業務の集約や子育て支援の施策の検討、調整など、少しずつ村民にも浸透してきたところです。業務の集約、保健福祉課との連携による利便性は村民に評価されている部分ではありますが、教育関係や障害者福祉の関係ではまだまださまざまな制約があり、統一的な施策が進められていません。専門部署として設置された課としての役割としては、これからの方向性が重要です。上更地区のこども園、学童保育、子育て支援センター、幼稚園、保育園、教育関係、少子化、地域による子育て支援体制の構築等、多くの課題があると思っています。すぐに成果が出ることは難しいのは理解していますが、優先順位やすぐに取り組めるものの整理が必要ではないでしょうか。応援課が担当の一つとして、どさんこ・子育て特典制度に取り組んでいますが、これは北海道の事業であります。村における普及は余り進んでいません。予算をかけて事業をすることは簡単ですが、お金のかからない日々の取り組みの積み重ねが大切だと考えています。西山村政がスタートし、任期の折り返しを迎えます。子育て応援課とともに子育て支援を目指す中、現状と課題、今後の方向性について村長のお考えをお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 高木議員のご質問の子育て応援課の成果との今後の取り組みについてお答えを申し上げます。

子育て応援課につきましては、子ども・子育てに関連する業務を集約し、ワンストップ相談窓口による住民利便性の向上を図り、子育て支援策の充実と子どもの成長に寄り添い、安心して子育てできる環境の充実につなげるため、児童福祉、母子保健を主な業務として設置しており、今年度は幼稚園、保育園の保育料を軽減する多子世帯保育料軽減事業、協

賛店で特典サービスを受けることができるどさんこ・子育て特典制度、出産時などの交通費助成、妊産婦安心出産支援事業などを行っております。特にどさんこ・子育て特典制度は、村内各事業所の子育てに対するご理解とご協力がなければ実施できない事業であり、大変感謝しているところでありますが、ご指摘のように村における普及が進まない状況は改善すべきことですので、子育て世帯へのより一層の制度の周知と各協賛店の皆様に対しては聞き取り等を行うなど、課題解決に取り組んでまいりますので、引き続きご協力をお願いしたいと思っております。

次に、子育て応援課の現状と課題と方向性であります。まず課の設置の際にもご議論いただいた一つであります幼児教育があります。5歳児までの就学前教育、保育については、子ども・子育て新制度の趣旨からも一体的に取り進める体制を整えることは重要であります。幼稚園の運営について、来年度平成29年度より教育委員会から子育て応援課に事務委任を行うことを総合教育会議において教育委員会と協議を重ねております。就学前教育、保育は、上更別地域は上更別幼稚園改築にあわせた子育て環境の充実を図っていきませんが、更別地区は幼稚園と保育園の2園があり、保護者の就労状況などで選択して利用することができますが、今般少子化が進み、少ない人数を2カ所で保育することになりますので、将来的な子育て環境を考えたときに、関係機関、地域、保護者などの理解を得ながら認定こども園へ移行し、就学前教育の幼保一元化を図っていきたいと考えております。現在は幼保一元化に向けた幼保連携を進めており、今年度は来年度の幼稚園、保育園の入園説明会を合同で開催いたしました。来年度は子育てに関する講演会なども開始する計画となっております。

次に、母子保健であります。これまでも専門職である保健師を中心に、どんくり福祉会への委託を行っている子育て支援センターと連携しながら、妊娠時から子育て期にわたる多様なニーズの対応などを施策として行っていますが、とりわけ発達支援については重要な課題となっております。子育て、子育ては、発達支援に限らず、就学前、義務教育を経て、高等教育、社会へと子どもの将来を見据えた取り組みが大切であります。今年度からは小中学校へ保健師など子育て応援課の職員が随時訪問し、個別のケースについて情報交換などを行う取り組みを進めており、引き続き今まで以上に教育と福祉の垣根を超え、区別なく連携して支援してまいりたいと考えております。また、国は、母子保健について妊娠時から子育て期にわたるまでさまざまなニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点、子育て世代包括支援センターを整備することとしています。これは、保健師や助産師など専門職である母子保健コーディネーターが全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力してきめ細やかな支援を実施するものであります。外国でいいますとフィンランドで切れ目のない家族支援、育児サービス、ネウボラ、相談という意味でありますけれども、仕組みがありますが、更別版ネウボラといえますか、更別オリジナルの子育て世代包括支援センターを設置することについて職員体制を含め検討を進めていきたいと考えております。

現在の子育て応援事業をより一層充実させることはもちろんですが、さらに子ども・子育て応援を充実させ、子どもたちが夢に向かって成長し、心豊かに育つふるさとづくりを目指し、村子育て委員会のご意見をいただき、更別村子ども・子育て応援宣言を行います。これからも子どもからお年寄りまで笑顔と笑い声があふれ、一人一人が輝く村、日本一の子育ての村を目指していきたいと考えております。なお、この応援宣言にあわせて、村内の個人、団体、事業所の区分で更別村民子ども・子育て応援宣言を広く募集し、村民一人一人が地域ぐるみで子どもを守り、育てる気持ちを宣言し、実行する取り組みを進めていきます。子ども・子育て支援法の基本理念である社会のあらゆる分野における全ての構成員がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力して行う。そのために子育て応援課を中心に引き続き取り組んでまいりますので、村民の皆様も地域ぐるみで子育て応援にご理解、ご協力をお願いしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 子育て応援課の業務、成果、今後の取り組みということで、さまざまな分野にかかわってご説明をいただきました。課の設置のときに、僕個人としては5項目ぐらい課としてやるべきことがあるだろうという部分の不安をたくさん持っていました。事業の統一性、二重行政の解消、こういう部分は必ず整理していただきたい。さらに、職員には適正な人員配置もしてほしい。さらに、福祉、教育の専門分野の職員も配置してほしい。さらに、保育、教育の施設の業務の一元化と、こういう部分も努めるべきではないだろうか。さらに、業務移行には、サービスの提供を行うため時期についてしっかりと進めていかなければならないだろうと。あとは、子育て支援センターを中心とした併用した総合的な業務というのは必ず地域としては必要だろうと。さらに、住民参加事業を進めるということがこの課をきっちりと運営していく部分で必要ではないかという部分でこういう項目についていろいろと考えておりました。

今回村長の答弁の中では、この部分についておおむねきっちりと順序よく進んでいるのかなという部分で少し安心をしたところであります。しかし、今後学童だとか細々なちっちゃな部分でまだまだ意思統一ができていないという部分が相当あるのではないかなという部分があります。それには、子育て応援課が住民に余り知られていないというか、目立たないというか、もっと前面に出て活動すべきではないかなと思っております。子育て、子ども応援という部分で確かにその対象者の部分の母子、子どもたちに対してはさまざまな部分でいろいろなお話をしたり、一緒に事業を進めてきているのだと思いますが、それにかかわらないほかの住民の方々も子育て、子どもに対する思いというものはたくさん持っています。そういう村民全体に向けてのPRといいますか、子育てのあり方というものをもっと前面に出して、本当に村全体としての活動というものを進めるべきではないかなと思っております。子育ての部分に関しましては、人それぞれ考え方が相当多種多様でありますから、それを統一して必ずこれが正解だという答えは一つもありませんので、どれが

一番いいのかという部分で試行錯誤する部分はたくさんあると思いますが、その辺の調整を子育て応援課がしていくのだという部分でしっかりやっていただきたいなと思っております。

村長の答弁の中で、更別地区の幼稚園、これについては認定こども園に移行していきたいということで発言がございました。前回、前村長の岡出村長のときにもちょっと更別幼稚園のこども園の関係について質問させていただきましたが、そのときからこども園に向けて進めていきたいというようなお話がありました。その後西山村政になってから、この話はなかなか出てこなかった。ここにきてやっと一歩踏み出してくれたかなと思っております。今子育て、保育、幼稚園関係で一番の問題点は、更別地区の幼稚園と保育園の2つが併用して行われているということでもあります。これにはさまざまな考え方、教育の仕方が違いますから、なかなか一緒の部分ありませんし、どうしても衝突する部分も出てきます。そういう部分で一番困るのは、それに巻き込まれる子どもたちということがあります。どの子どもたちも同じ環境で同じような状況で一緒に育てていくことを目指さなければ、なかなかいい子育てという体制づくりはできないのかなと思っております。もちろん幼稚園教育を残すというのは、必ずこれも絶対必要だと思います。そのためには今回上更地区が幼稚園型のこども園ということで幼稚園乗り声を残した中の部分で進められるわけですが、そういうことも含めた中でより皆さんと検討した中で、いい方向性で進んでいただければいいかなと思っております。これについて今後どのような形でしっかりと住民に説明をし、どのようなスケジュールで進めていけるか、もし今答えられる部分がありましたら、お答えいただきたいと思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 高木議員のご指摘のとおりでありまして、私も子育て応援課のいろいろな課題の部分について先ほど統一性とか職員の配置の問題とか福祉教育との混同の部分であるとか、幼稚園、保育園の一元化、この部分はしっかりと整理して取り組んでいかなければいけないというふうに思いますし、これは今課題解決途中であります。

また、2つ目の住民参画、あるいはしっかりと住民のニーズを捉まえて前面に出て子育ての部分についてPRをしながら、応援課が先頭に立って村の子ども・子育て応援についての施策について進めていくということについてもまさにご指摘のとおりだというふうに思います。さらに、今お話がありました。今幼稚園、保育園の管轄は、それぞれ厚生労働省と文科省ということで縦割りの中に分かれております。同じ5歳児でありながら、幼稚園教育要領と保育指針という形で、発達段階に即しての子どもたちへの保育あるいは教育についてはそんなに違いはないとは思っていますけれども、縦割りの中で難しい部分もあります。しかしながら、子供から見ればその部分は縦割りということではなくて、私は就学前の子どもたちの幼児教育、そして就学前教育というのは、これはやっぱり同じ環境のもとで同じように行われるのが当たり前のことであるというふうに考えています。

前からもお話をしていますけれども、世界の趨勢は5歳児が義務教育化され、そして無

償化され、そして統一したそういったカリキュラムのもとに進んでいるというのが状況であります。日本もそういう形で動き出して、認定こども園あるいは子ども・子育て支援の法制の整備、あるいは認定こども園のカリキュラム等々を含めて力を入れているわけですが、それぞれの地方の実態とかいろんな子どもを取り巻く環境によって、非常に大きく進んでいるかという、そうではないと思っております。しかしながら、今般来年度いよいよ本設計を経まして幼稚園型の公立の、仮称でございますけれども、認定こども園上更別幼稚園という形で建設に入り、30年度からは今の幼稚園機能に保育部分、それと学童保育部分も結合した部分でいよいよスタートするわけでありまして。私は、こちらの更別地区におきましても統一した同じ環境で子どもたちを育てていくという点からも、認定こども園に移行していくべきだというふうに考えています。これは、前にも織田議員の質問にもお答えさせていただきました。そういうことも視野に入れ、そういう方向性で行っていききたいということで考えております。ただ、解決というのですかね、その中でいろいろな村民ニーズ、保護者、事業所、それとそれぞれの部分で解決しなければならない課題も多々あるというふうに存じております。スケジュール的にはスピード感を持って、期限はきちんと次回ぐらいにはお話しできると思っておりますけれども、子育て応援課に幼稚園も移行しますので、その部分も含めてこちらにあります更別地区にあります認定こども園の移行のスケジュールと、それと計画、方向性についてお示しをしていきたいというふうに思います。私としては、スピード感を持って、そしてさまざまな方のニーズを拾い上げ、そしてご意見も聞きながらスピード感を持って対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 どうもありがとうございます。ここまでは子育て応援課の成果という部分で、お褒めのお言葉という形でちょっと質問させていただきました。これからは課題のほうをいろいろとお聞きしたいなと思っております。母子の支援ということで世代包括支援センターということで、そちらのほうの整備について今検討していますというようなお話もあります。今更別の子育て支援センターということで、前回の定例会において同僚議員が学童の関係の部分で質問されたと思いますが、社会福祉法人のほうに支援センターの部分委託ということで業務をお願いしているわけですが、実際のところは余り機能ができていないというのが現状ではないかと思っております。それによってスペースの問題等さまざまな問題も出てきているわけですが、今回専門である妊娠期からの母子に対する包括支援センター等も含めてさまざまな支援をしていくためにいろんな組織をつくっていくという部分において、子育て支援センターも一緒にきっちりと、別個に村として単独でやるべきではないかなと思っております。そういう中心的なセンターがないことにはきめ細かな部分の施策と支援はできないと思います。今現状の職員が数名で一生懸命頑張っています。これにおいても、福祉課、教育委員会等も含めて連携をとって調整はしていますが、なかなか思いもうまくつながっていかない。さらに村長の思いもしっかりと伝わっている

かどうかという部分も、村長の考えが先行しているのかもしれませんが、職員がついていないのかもしれませんが、そういう部分でその部分の連携がきちりできないことには1個1個の事業というのはしっかりと進んでいかなのかなと思っております。子育て応援課の部分の職員をふやしたらそれでいいということではないと思います。今の人数でも十分できていますという職員の意見もございました。それぐらい職員一生懸命頑張っています。そういう部分では、一生懸命頑張っている職員をサポートする、そういう組織みたいなものを立ち上げるのであれば、しっかりとした形をつくって、場所もきちりとしてやってやるという、中途半端なことはやらないほうがいいのではないかなと思っております。福祉法人の保育園のほうにしても、本当は保育のみでいきたいのだと思います。学童についても、同じ子どもたちを預かっているのです、これで十分だと思っているかもしれませんが、事業内容は全然違います。そうすると職員も含めて相当の負担がかかってくるわけですから、事業の中身が違うものを2つやるということは相当厳しい部分がありますので、その辺の精査も含めてやっていくべきではないかなと思っております。

学童に関しましても、教育委員会の少年団活動、こちらは教育委員会の関係になりますから、高学年になりますと少年団活動との併用もありますので、どうしてもそちらの関係も出てくると。福祉課だけでは対応できないというようなことも出てきます。まだまだ二元化の部分もありますし、統一をしていく部分もたくさんあると思います。設置をしながらまだ1年たっていませんので、なかなかそこまでは進まないというのは十分理解しております。今後これを進めていく中で、いかにみんなでサポートしていけるかという部分をきちりと検討していただきたいと思っております。さらに、住民が本当に参画できるものがなければ、地域としての子育ては絶対進みません。そのためにはしっかりと住民にPRすること、応援をお願いすること、頭を下げること、こういうことも進めるべきだと思っております。そうしなければ村全体としてのことはできないと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 西山村長。

○村 長 今高木議員がおっしゃるとおりでございます。いろいろな課題はあるわけですが、きちりとそれに向かってやらなければいけませんし、前段にありました世代の子育て支援包括センターということもありますけれども、従前より私としては子育て支援センターとか、あと母子保健福祉等についてはかなり頑張って職員はやっているというふう考えております。だから、今やれていることを、先ほどネウボラという話もしましたけれども、ネウボラという外国の言葉にとられるのではなくて、更別が今までやってきたオリジナルの形をさらに前進させる形で、私は高木議員さんおっしゃったようにやっぱり明確に立ち上げるべきだと思ひます。そういうところをセンターとして人員配置もし、今例えば助産師さんとかというような話もありましたけれども、今はそういう配置もされていないわけですが、そういうことも含めてきちんと配置をして、その中で総括に相談活動を行っていくということが大変重要であると思ひますし、私はそうした

いというふうに考えております。

2つ目の学童もそうですけれども、学童保育もいろんな形で努力してもらっています。スペースが狭いというご指摘もありますし、来年度に向けて今方策を考えているところでもありますけれども、子どもたちの安全な放課後の居場所とか、あるいは働いている保護者の方たちとか、いろんな部分についての学童保育のそういうような中身の充実とか、そういうものも含めてきっちり職員配置、負担にならないようにというようなこともありますけれども、その部分について前向きに新年度からきちんとしていけるようにしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 高木さん、次の質問をお願いします。

○3番高木議員 続きまして、2つ目の質問のほうに入っていきたいと思います。2つ目につきましては、町なかビジョンについてということでご質問させていただきたいと思っております。

市街地活性化の事業と旧開発庁舎活用の連携と方向性についてということでもあります。この案件につきましては、幾度となく一般質問をさせていただいているところであります。今般旧開発庁舎跡地の方向性がある程度決まりつつあるという中で、質問をさせていただきたいと思っております。市街地活性化事業の答申の事業はもう最終段階に入っていて、今後の町の総合計画にどのように反映され、町なかを形成していくのが重要になってくるところです。さらべつ熱中小は、人材育成が基本です。新しい発想、人脈が町なかに広がることを期待しています。さらに、跡地では、新聞報道等、午前中の村瀬議員の質問でも回答がありましたように、マルシェ、アンテナショップ等が予定されており、人の流れが大きく変わろうとしています。点から線、さらに面と進めなければならないと村長も常々話されております。ようやく町なかに面ができ上がってきたところであります。しかし、まだ2次元的なものでしかなく、3次元的なものにするにはこれからの取り組みが重要です。持続、継続し、次世代につなげるために何を誰がどのようにしなければならぬのかのビジョンを確立しなければならないと考えています。目的の異なる取り組みをそれぞれが発想し、つながることができなければ先に進むことはできません。活性化の未実施事業の遊歩道整備については、今のところ計画はされていません。事業の精査は必要ですが、中心地における大型遊具、熱中小学校、マルシェ、m a ・ n a ・ c a をつなぐ道の整備、誘導等の人の流れを生み出す仕組みを検討することも必要だと考えます。開発庁舎跡地の活用計画を中心として、どのように町なかを形成していくのか、現時点でのビジョンをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 高木議員の市街地活性化事業と旧開発庁舎の活用の連携と方向性についてのご質問にお答えをいたしたいと思っております。

平成22年10月に策定をされました更別市街地活性化実施計画では、16の事業項目を設定

し、計画を進めてまいりました。主な事業では、平成23年度、24年度に行いました誘導看板の設置、平成26年度の農村公園のリニューアル、平成27年度の街なか交流館ma・na・caの整備など施設を整備するとともに、市街地歩道の整備等を行ってまいりました。また、現在旧開発十勝南部農業開発事業所跡地では十勝さらべつ熱中小学校の事業が進められているところであります。第5期の更別村総合計画や市街地活性化実施計画で目指すにぎわいと元気を生み出すまちづくりやにぎわい創出などにかかわる施設整備が進むとともに、この間平成25年3月には村外とのアクセスを向上する高規格道路も開通したところであります。このような流れの中、大型遊具のある農村公園には夏を中心としたシーズン中多くの人々が来村し、ご利用いただいておりますし、街なか交流館においても多くの人たちの利用が見られるところであります。このたび開発跡地において実施される熱中小学校でも、魅力のある事業の実施により村内外から生徒、関係する講師等の交流並びにマルシェ等の取り組みや宿泊事業の取り組みにより交流人口の増加を目指すところであります。本通商店街、街なか交流館、熱中小学校、農村公園などにぎわいを生み出すまちづくりに対応する環境整備は進んできていると感じております。この先の町なか形成は、本通商店街、街なか交流館を中心に据えた周辺設備とその連携が大切になってくるものと考えているところであります。農村公園の来場者をマルシェ、そして商店街、交流館のある町なかへと誘導していく方策、熱中小学校受講者などが町なかや村内施設を利用するにぎわいづくりとともに、熱中小学校での学びの実践によるまちの活性化が期待できるものと考えております。これらの人の流れがスムーズに動く環境の整備が必要なことから、勤労者会館の整理を含めて事業を進めてまいりたいと考えております。来村者が満足できる環境の向上を図るため、商店街、事業者にご尽力いただきながら、必要な支援を行いつつ、持続、そして継続ができる町なか形成による活性化を今後とも図ってまいりたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長 3番、高木さん。

○3番高木議員 どうもありがとうございます。市街地活性化の事業の協議会の部分につきましては、総合計画のほうに移行した中でいろいろ進められています。今回中間の部分で入っています31年までの計画の中には遊歩道の部分は記載なしということで、これについては今のところはそれほど検討されていないということで今お話を聞いております。しかし、遊歩道というよりは、今度は大型遊具、開発跡地、ma・na・ca、市街地、商店街、これをつなぐ道路整備、この部分についてはきっちりと進めていただかなければならないなと思っております。開発庁舎跡地の計画が今検討されている中ですから、周りの整備という部分についてはまだまだ今後の検討の範囲に入ってくるのだとは思いますが、商店街側の開発跡地の道路、あそこにはほとんど歩道がなく、人が歩く場所がなかなかないという部分もあります。さらに、大型遊具側のほうについては1カ所は駐車場ということもありますし、村民グラウンドにつながる通路、道路という部分もありますので、交通の安全等も含めてさまざまな部分があると思っております。さらに、南1線の側には多分入

り口がつくのだろうと予想がされます。そうなりますと、南1線というのも交通量が多い場所でありますから、人の歩く歩道、道路の整備、こういうものはしっかり早い段階から検討した中で進めていっていただかなければ、スタートした時点でまだ道路ができていませんというような形では危ない不安な部分があるのではないかと考えております。

さらに、今自転車がブームで、サイクリングという部分でいろいろな町村もいろいろな事業を行っております。できれば自転車道という部分もつくれる広さがあれば、そういうものをつくった中で進めていただけるのが一番ベストだとは思いますが、そこまでの広さと敷地がちよっとありませんので、せめてラインを引くとか、そういうような自転車スペースという部分も今後はまちの中につくっていく必要も検討しなければならないかなと考えております。現在大型遊具の中では自転車の貸し出しという部分で事業を行っているわけですから、その自転車が走る場所をきっちりと定めてあげるといことも重要になってくるのではないかなと考えております。熱中小学校に遠くのほうから来られる方は、車で来る人もいれば、飛行機等の公共機関で来る人もいます。となると、移動は自転車を借りて町なかを歩きたいというような人たちも多分出てくるのだろうという部分もあります。そういう部分で、建物、施設だけではなく、周辺の道路整備、誘導、そういうものが今後重要になってくるのではないかなと考えております。

さらに、熱中小の建物の中で今度は村民に貸し出しをします。住民に貸し出しをして、そのスペースを使ってくださいというようなことで条例等制定されましたが、今福祉センター、ma・na・ca、この2つに会議室等さまざま、同じような形態を持った場所があります。さらに、ここに熱中小で同じようなスペースができ上がるわけですが、この3つがあって本当に活用できるのかと。使用場所の広さ、大きさによって活用の仕方が違いますが、実際にこれで活用ができていけるのか、ちょっと不安に思っているところでもあります。そういう部分で、ただあいているから貸し出しますと、そういうような施策ではなく、そこで何かをやるのだというものをつくり上げていかなければ、ただ活用していただきではなかなか使用は難しいのではないかなと考えております。更別村にはさまざまな公共施設があり、同じような施設内容で、必ず満杯で使えませんかというようなところは一つもありません。どこもなかなか活用が進まなく、皆さんいろんなことを検討しながら今進めているところであります。せっかく国、道、村等の予算を使ってつくるわけですから、そういう部分できっちりとした活用方法という部分でしっかりとビジョンを示していただきたいと考えております。そういう部分について、道路整備等も含めて、環境の部分も含めてもう一度ご答弁いただければありがたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 高木議員おっしゃるとおりでありまして、まずいろんな形で点から線という形になったのですけれども、その部分をつなぐところで、今面という話もありましたけれども、エリアとエリアというところで私自身としては考えておりますし、その部分をうまく結合させるかについては、遊歩道的なもの、あるいは人の流れをシミュレーションして、

そこに歩道をつけるとか、あるいは先ほどおっしゃいましたけれども、自転車の活用等々を考えると、そういう部分の連結していく、面と面を、エリアとエリアを連結していく部分のインフラというか、そういうものの整備は必ず必要になってくると思いますし、そのことをしっかりシミュレーションしてそのエリアを、同じような施設があるというところもご指摘ありましたし、その部分の活用を考えながらやっていかなければいけないということで、道路整備、歩道整備、その部分についてはしっかり考えていきたいというふうに思っています。

もう一つは、あいているから貸すということでは、条例をご検討いただきましたけれども、私もそう思います。何かをするという、何かをつくり上げるという部分で、その辺は今熱中機構とかいろんなことで考えておりますし、あそこ全体をきちんとビジョンを明確にしながら、どういうものを置いていくのかということも含めて考えていかなければいけないというふうに思っています。その部分では、マルシェとかアンテナショップとか、あるいは起業する人たちの会社が入ってくるというふうなこともありますし、いろんな部分であります。熱中小学校の部分ではその部分が交流し、そして何かをしたいということを出てくると思うし、村民の皆さんのニーズもきちんとそこを含みながら、こういうことをしてみたいという意見も今たくさん来ておりますので、その部分を含めてそういうようなコンテナとかいろんな部分の利活用、町なか形成を新たな形成をその部分でも考えていかなければならないと思います。ご指摘のように、そういう構想が大事であって、その部分がしっかりして、そしてその部分をどういうふうに結んでいくのかということをしかり今ある既存施設を利活用しながら、町なかのにぎわいと活性化に向けた、そういうような取り組みが必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 どうもありがとうございます。開発跡地につきましては、今熱中小を中心に教室と宿泊施設という部分ではもう確定といいますか、進めるということで示されています。その他の事業についてはまだ検討中ということもあり、細部についてはまだお答えいただけない部分もあるのかなとは思いますが、しっかりと熱中小の機構、法人、こちらのほうに任せながら、そのエリアを任せるのだというようなお話をずっと村長されています。しかし、僕としては村が、活性化の部分については村主導でやるべきなのだろうなと、法人のほうでいろいろ考えてもらって、そこに参加した生徒たちが起業してもらってという考えよりは、まず村がこういうものを作って、こういうことをして、こうやってやるのだというものを示して、それに向けて法人ないしそこに参加する生徒の人たちが村の思いにそれなら私たちがやりますというような形になってこないと、早い段階で早期に実現というのは難しいのではないかなと思っております。確かに熱中小の形で開発跡地は半分近くは事業として使っていくわけですから、その法人にある程度任せて進めるのは、それはそういう形でも十分だとは思いますが、町なか形成、活性化、起業、そういういろ

んな部分に関してはやっぱり村が主導しなければ進んでいかないと十分思っていますので、その部分を検討いただきたいと思いますので、よろしく願いして質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 今ご指摘のところをしっかりと受けとめてやっていきたいと思います。高木議員おっしゃるとおり、活性化、そして村のそういうものがあって、運営自体は機構に任せる、理事会に任せるところもありますけれども、その部分は自分自身としては活性化事業の一端でありますし、地方創生の一環でもありますし、市街地活性化実施計画、あるいは総合計画、総合戦略に基づいた町なか形成ということで考えておりますので、その辺はぶれることのないようしっかりと頑張っていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○3番高木議員 どうもありがとうございました。

○議 長 次に、2番、太田さん。

○2番太田議員 通告に従い、一般質問させていただきます。

質問事項ですが、なぜ大規模な分譲は必要としないのかということですが。質問の要旨といたしまして、住みたいと思える用地の選択肢と助成の見直しについてです。村長は、過去に大規模な分譲はしないと答弁しましたが、なぜ必要としないのかお伺いいたします。現在ある分譲地は、更別8区画、年間約3件の契約があります。それに対し、中札内は新たに21区画を分譲し、年間約10件の契約があります。移住定住を促すために、更別はお試し住宅、新築建設助成や用地購入助成がありますが、分譲地の助成に関しては更別は最大100万円の新築助成で、中札内は最大130万円プラス固定資産税5年間を相当額助成します。助成額でも更別よりも帯広に近い中札内より少なく、分譲地も選択肢が少なく、移住定住に向けて劣っていると感じます。分譲地の1区画平均も大きく、その影響で価格も高いです。中札内は約113坪から124坪、更別は約120坪から195坪、金額でいっても中札内は220万円から260万円、更別は256万円から348万円。だからといって立地の悪い売れ残っている約195坪を半分にし、2区画分にして分譲し、売るという考えにはならないと思います。やはり分譲地をふやし、助成を見直し、移住定住を促す必要があると感じますが、村長の見解をお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 太田議員の住みたいと思える用地の選択肢、助成の見直しについてお答えをしていきたいというふうに思います。

村では、過去数度にわたり宅地分譲を行ってきております。緑町団地、すずらん団地、新緑町団地、コムニ団地の分譲が行われきております。これらの分譲は、新緑町団地を除き、20区画以上の大規模な分譲を実施してきており、市街地中心部から離れた外縁地の農地を転用して宅地を整備してまいりました。この間並行して市街地にある民間所有地においても分譲が行われ、現在の更別市街地が形成をされております。このような中、村では

現在コムニ団地3区画、更別幼稚園前宅地分譲5区画、住宅建設等助成事業や民間分譲により、宅地分譲を中心とした移住定住対策に取り組んできているところであります。この中で住宅建設等助成事業は、平成22年4月から取り組んでいる制度で、村内の定住人口の増加と町なかへの居住誘導を図り、地域の活性化を目指すものであります。平成27年度には移住者への加算を行い、現在最大150万円の助成としているところであります。

中札内の助成制度は先ほどおっしゃったとおりですけれども、移住者新築の100万円が主たる申請と聞いております。これに固定資産税の5年間の助成を含めましてあるわけですが、本村の助成実態と比較するとさほど私たちの村が見劣りしているということではないというふうには認識しているであります。また、分譲価格につきましても、単価的には中札内村のときわ野第4次分譲では坪単価1万9,500円から2万3,000円であるのに対して、本村ではコムニ団地、更別村幼稚園前宅地分譲で坪単価1万7,800円から2万1,780円と低い単価設定になっているところであります。ただ、議員のご指摘のとおり、分譲面積は本村のほうが大きいことから、分譲価格としては本村のほうが高いケースが見受けられるところであります。コムニ団地においては、くつろぎの生活創造空間として、都会と比較してゆったりとした区画設定としたことから、比較的大きな区画割り、家庭菜園等も楽しめるように考えたところであります。今回販売の更別幼稚園前宅地分譲では、120坪から145坪の間で面積の異なる5区画を設定し、選択肢を持てるようにして販売しております。

宅地分譲につきましては、私は大規模な分譲を必要としていないというわけではなくて、まずは市街地にある村有地の有効活用を図るべく分譲を進めるとともに、市街地中心部に生ずる空き地等の空洞化に対して、これを抑制することにつながればというふうなことを考えているところであります。住宅建設助成制度については、先ほども申し上げましたとおり、より効果的な対策について必要に応じて今後も検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長 2番、太田さん。

○2番太田議員 助成に関して、中札内は基本100万円という村長の答弁がありましたが、それにプラスされて30万円さらに助成するという制度を設けています。例えば家を建てる時に北方型住宅ということで、景観に合ったり、ビジョンに合ったりとか、いろんなことを考慮した上でプラス30万円ということになるのですけれども、家を建てて30万円プラスされるなら、100万円ではなく上限の130万円に見合ったものになると思うのです。それで、ほかの近隣と比べて助成しないということであれば、先日大樹町では250万円の助成をするようなプランを立てております。村長もおっしゃられましたとおり、更別の区画は大きくて、ニーズに合っていないと私は思います。また、助成のことに戻りますが、助成の金額に関して言えば、平均価格でいっても中札内は240万円、更別村は302万円、まずここで60万円の差額が出ます。そのほか、中札内は固定資産税を5年間相当分を助成としてい

る。仮に固定資産税を10万円、5年間で50万円、それだけでも110万円の差額が出ます。更別村は、それに選択肢の少なさというものもあり、これが見劣りをしないというのはどういった考えなのでしょう。

さらに、中札内は今年度から移住定住者をさらに見直し、村内に移住し5年以内の人も50万円の奨励金の対象としました。そういったことも考えれば、助成の見直しは必要ではないのでしょうか。更別村は、誰を対象にどのニーズを狙っているのか、そういったところが明確ではないのではないのでしょうか。宅地分譲について村長の答弁では、市街地の村有地の有効利用を図り、購入者のニーズに合った分譲を進めたいとの答弁でした。市街地の村有地で考えれば、コムニの里用地以外どこが有効利用できるのでしょうか。そのほかの村有地で考えれば、教育委員会向かいの病院の跡地なんかもあります。現実的にそこに建てたいと思えますでしょうか。私有地の買収も含めた用地確保が私は必要になってくると思います。なぜなら、近年核家族化が進み、光熱費を抑えるためや低コストを意識したコンパクトな家を建てる傾向にあります。広い土地を求めている人は手入れ、お金や手間がかかるということで、敬遠されがちだと思います。購入者のニーズ、そういったものを考えるならば、中札内の平均にして118.5坪、更別村は157.5坪になっていますが、今のニーズに合ったもの、これは更別に言えたものではないのではないかなと思います。そういったことから、この分譲は誰に向けた施策なのか、助成に関して見劣りはしないというのはどういった考えなのか、分譲はその購入者のニーズに本当に合ったものなのか、改めて答弁していただきたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 先ほど申しましたように、平成22年4月から村内の定住人口の増加と町なかへの居住誘導を図り、地域の活性化を目的とする住宅建設等助成制度が始まりました。対象は村内に建築基準法、その他関連法令に適合した住宅を新築または購入し、その住宅に住居を有し、5年以上居住する方です。ほかにもありますけれども、そのところに対して新築または新築建て売りの購入、それと中古住宅、用地の購入、増築等についてそれぞれ助成を行っているところであります。中札内村のことを取り上げておられますけれども、そのほか芽室町においては新築は商品券10万円、リフォーム5万円、町内業者施工限定、幕別町、忠類地区と幕別市街地区等によっては違いますけれども、土地、敷地相当価格の10分の7、鹿追町では町内業者施工100万円、町外業者施工50万円等々、新得町に至っては商品券、町内業者施工50万円、町外施工30万円、豊頃町は町内業者施工130万円、町外業者施工80万円、浦幌も商品券あるいは町内施工に伴う場合ですと200万円、町外施工ですと160万円というような形で、その他士幌、上士幌等々あります。きめ細かく助成の部分について設定をしているということについては、これは必要であると思いますし、町内あるいは村内業者ということでもありますけれども、例えば我が村を見た場合、家そのものを丸ごと施工できるという業者さんとか、そういう部分等も鑑みますと、非常に課題もあるところであります。

そのような形で、新築については100万円、そして移住された場合については150万円ということで、特に近年更別村に戻ってこられる若者たちあるいは夫婦の世帯がふえて、新しく新築をするというようなニーズもありますし、管外から移住してこられるというような方も近年ふえているわけです。そういった部分では、本村の魅力とかいろんな部分を発信しながら、そういう部分の助成等も含めて考えていかなければならないというふうなことを考えています。リフォームも、ことしは村内業者に限ってしてもらおうということで250万円の計上をしまして、14件のニーズがありまして、もう既に全て施工済みであります。そういったようなことから鑑みましても、リフォーム等にも新しく助成の枠をふやしたとことでもありますし、住みたい村、住み続けたい村のそのような施策を執行していくためにも検討、きめ細やかな部分での検討は必要だと思いますけれども、今ある助成の枠からある程度検討して、その部分については進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 私有地の買い取りを合わせれば150万円と村長改めて答弁いただきましたが、では私有地に関していったらどこがあるのでしょうか。私は私有地を持っている人がここを売りたいという声を余り聞かないので、最大生かせればなのですけれども、150万円の助成が出るけれども、私有地ということに関して大きな声はなかなか聞こえてこないというのが現状であります。

それで、人というのは村にとって大きな財産になるわけです。高齢化社会になる中で、今後市町村、特に町村は私は若者の取り合い、これになってくると思います。なぜなら、高齢者を支えるのは高齢者ではなく若者に期待をするからだと思います。更別村は、困ってから行動するのではなく、今からしっかりと先を見据え、考えていかなければなりません。私は、中札内という近隣町村と比較したところもあります。大樹町も250万円というところもあって、空港に近いとか、いろんなニーズに合わせても近隣町村と比較したほうがわかりやすいかなと思って比較したのですが、そのほかにも大樹町の宇宙開発事業から約2万人の移住者がどこに住むのか、これは大樹町だけの問題ではなく、帯広空港に近い近隣町村、もちろん中札内も含め、更別村という選択肢は十分にあると思っています。むしろ更別村に来てもらうのだという更別村の明確な意思が必要だと私は感じております。そういった意味で見れば、村が積極的に私有地の買収を含めた用地確保、それが必要になってくると私は思っています。それに、空き家の利活用も含めてということも答弁されていましたが、行政区の偏った年代を解消すべく、空き家の利活用も対策していきたいという考えももちろんあると思うのですが、そうならば移住者や村民に向けて、支えてもらう見守り、防災という観点から見ても助け合ってもらおうというメッセージがもっとも必要だと思うし、そういう人たちが来たいと思える施策というものも必要だと考えております。

平成19年から分譲しているコムニ団地が一区切りついた中で、分譲地はどうするべきで

しょうか。移住者、若者へ向け、低価格な販売ということはどうでしょうか。思い切って移住者、若者、子育てするという人にプレゼントという話題性を持っていても、子どもの増加、税収増、更別村はいい村だと思えるような名前を売るといふことの絶好のチャンスではないでしょうか。そのほかにも、コムニ団地にあるコムニの里に渡している、博愛会ですね、に渡している土地をあと何年放置するつもりでいるのでしょうか。財産を村としてどのように有効利用するのか、返してもらわなければいけない時期にもう来ていると私は思っております。先ほど村長はリフォームも250万円で約14件分あったと答弁がありましたが、それは大体低価格なもので、空き家対策とカリノベーションして住むというものではもっともっと大きな助成、もちろん大きな規模での改修ということになると思うのですけれども、今のリフォームに関していえばバリアフリーとかそういったものに特化したものであって、決して空き家対策というものにはなっていないと思います。最低限必要不可欠ないつでも移住してもらえる村づくりが更別村はできているのでしょうか。私はまだ足りないと思うところがあります。住んでよかった村づくり、そのために分譲地、助成の見直しは必須であろうと思います。改めて村長の見解をお伺いしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 先ほど答弁の中で誤りがあったのか、ちょっとあれですけれども、私有地購入150万円という助成はございません。それは違います。移住に、平成27年に移住者への加算を行い、現在150万円の助成をしているということで話をさせていただきましたので、ご理解のほどよろしくお願いします。

ご指摘のところもいっぱいありまして、今お答えできるところとこの後別の機会にお答えをさせていただく部分もありましたので、その部分については整理をしてお答えさせていただきたいというふうに思います。大型分譲ということでもありますけれども、大型分譲ということであれば、それなりの土地の購入ないしはそういう敷地が必要ということになります。私が空洞化と言っているのは、こうあってはならないということを考えていますのは、大きくなると郊外といいますか、市街地からちょっと離れたところでの分譲とかが多くなってくのではないかと思います。インフラの整備、それと中心地である市街地のにぎわい、活性化に、これを阻害するような大型の分譲地であってはこれは意味をなさないというふうに考えておりますし、そういう部分できちんと町なかのインフラの整備をしているところも含めながら、そして周りをまちの真ん中から固めていくとか、そういうような形で分譲していければいいのではないかという意味でお話をさせていただきました。

あと、移住者、それと定住者も含めまして、今いろんな形でPRをしております。更別村のよいところ、そして本当に住んでよかった、住み続けたいというためにいろんな施策を総合的に行っております。その部分を含めまして魅力の発信と、そしてこちらにきて移住されて豊かな生活を行っておられる方もおりますし、そういう人たちの部分も活用、いろんな声も集積しながら、それを広く内外にアピールしながら、移住者の方等呼び込み

たいと思っていますし、こちらにUターンして帰ってくる若者、そしてここから新しい新生活を始めようとしている若者に対しても、いろんな形で今後そういう助成策あるいは分譲地についてきちんと検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 3回の質問が終わってしまいましたので、一言だけ。中心地から固めたいという村長の思いはわかりますが、選ぶほどの土地がないと人口増は望めない。その一言だけお伝えして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長 これをもって一般質問を終了いたします。

◎日程第10 議員の派遣の件

○議 長 日程第10、議員の派遣の件を議題といたします。

平成29年1月20日に村内で開催をされる村づくり懇談会に全議員を、平成29年2月9日に村内で開催をされる2村議会議員交流会に全議員を派遣をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、平成29年1月20日に村内で開催をされる村づくり懇談会に全議員を、平成29年2月9日に村内で開催をされる2村議会議員交流会に全議員を派遣することに決定をいたしました。

◎日程第11 閉会中の所管事務調査の件

○議 長 日程第11、閉会中の所管事務調査について、産業文教常任委員会は社会教育について、議会運営委員会は議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、各委員長より申し出があります。

お諮りをいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の調査に付することに決定をいたしました。

◎閉会の議決

○議 長 以上をもちまして本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。こ

れにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議 長 これにて平成28年第4回更別村議会定例会を閉会をいたします。

(午後 7時35分閉会)